

令和7年度
教育委員会点検・評価報告書
(令和6年度事業対象)

令和7年11月
綾瀬市教育委員会

目 次

教育委員会の事務の点検・評価に当たって 4

- 1 教育委員会の事務の点検・評価制度について 4
- 2 点検・評価の視点について 5
- 3 第三者委員会とは 6
- 4 第三者委員会の委員構成 6
- 5 第三者委員会開催状況 6

第1部 教育委員会会議及び教育委員会の活動状況 . . . 7

- 1 教育委員会について 8
- 2 主な実績及び成果並びに点検・評価結果 8
 - (1) 教育委員会会議について 8
 - (2) 教育長及び教育委員の活動について 10
- 3 参考資料 12
 - (1) 教育委員会会議の主な議事 12
 - (2) 教育長及び教育委員の主な活動一覧 14

第2部 教育振興基本計画の取り組み状況 17

- 1 綾瀬市教育振興基本計画について 18
- 2 各取組の点検・評価方法について 19
 - (1) 対象事業 19
 - (2) 点検・評価の方法 21
 - (3) 自己点検・評価結果 21
- 3 令和7年度点検・評価対象事業の点検・評価結果 23
- 4 前期実行計画重点取組等の取組状況確認票 31
- 5 前期実行計画その他取組の取組状況確認票 43
- 6 第三者委員会による検証結果 ～全体総括～ 65

教育委員会の事務の点検・評価に当たって

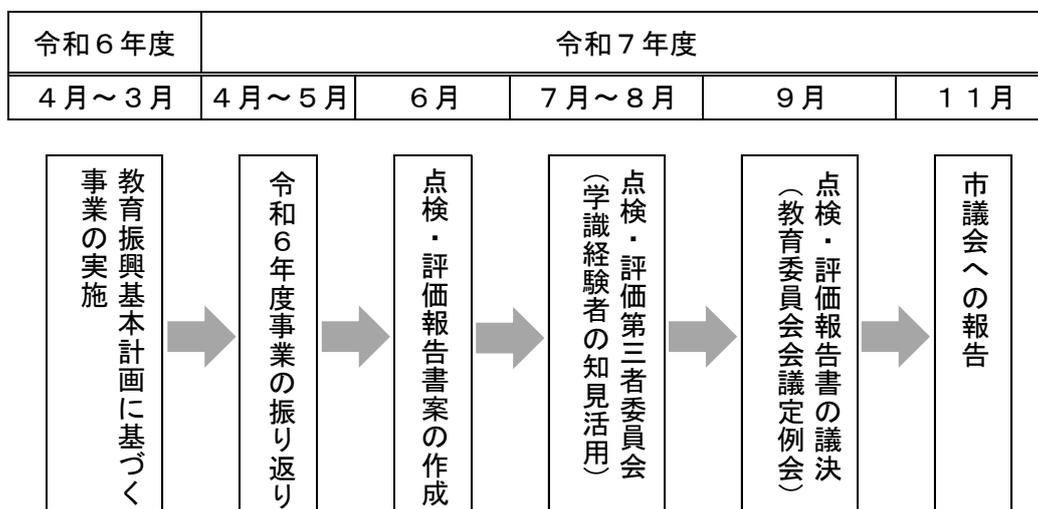
1 教育委員会の事務の点検・評価制度について

平成18年12月に成立した教育基本法の新しい教育理念の下、地方における教育行政の中心的担い手である教育委員会の体制強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

この改正では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために、教育委員会は所掌する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられました。また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることも規定されています。

本市教育委員会ではこの法律に基づき、平成20年度から毎年自らによる点検・評価及び第三者委員会の検証を実施し、議会に報告するとともに、その結果を公表してまいりました。本年度は、令和6年度における教育委員会会議及び教育委員会の活動状況並びに本市の第2期教育振興基本計画として策定された「綾瀬市学校教育推進プラン」（以下「学校教育推進プラン」という。）及び「綾瀬市生涯学習推進プラン」（以下「生涯学習推進プラン」という。）の前期実行計画に位置付けられている事業のうち、教育委員会の権限に属するものを対象として点検・評価を実施しました。地方における教育行政の中心的担い手としての役割の発揮に向け、今後も点検・評価の結果に基づき、改善・改革の努力を重ね、教育行政の円滑な運営と各施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えています。

教育委員会点検・評価フロー図



2 点検・評価の視点について

教育委員会制度の意義、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨等を踏まえ、令和6年度の教育委員会の活動状況及び前期実行計画に掲げる重点取組の取り組み状況について、次の2部構成で点検・評価を実施しました。

更に、学識経験を有する者で構成する第三者委員会において、教育委員会が行った点検・評価の内容や評価制度の在り方等について、外部（第三者）の視点から検証を行い、その結果を各部に掲載しています。また、第三者委員会には平成25年度から教育委員も出席し、第三者委員との意見交換を行っており、今年度においても、全ての会議に出席して意見を述べるなど、今後に向けた改善・改革への一助としました。



点検・評価第三者委員会 意見交換の様子

【第1部】教育委員会会議及び教育委員会の活動状況

教育委員会が教育行政の中心的な担い手としての役割を果たすためには、まず、合議制の教育委員会がその機能を発揮しているのかどうか重要な視点であることから、教育委員会会議及び教育委員会の活動について点検・評価を実施し、今後に向けた課題の検討を行うとともに、市民への説明責任を果たすものとします。

【第2部】教育振興基本計画の取り組み状況

本市の第2期教育振興基本計画として策定された学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランの基本目標を実現するために、重点的な取組が必要な事業として、前期実行計画に位置付けた9事業のうち、2事業について詳細な点検・評価を行いました。

また、上記以外の重点取組である7事業及びその他の39事業については、「取組状況確認票」により実績や課題を整理し、今後の各事業の推進に資するものとします。

3 第三者委員会とは

綾瀬市教育委員会点検・評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、本市教育委員会の実施する点検・評価に対し、前述のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用し、外部の視点から検証を行うことを目的として設置しているものです。

4 第三者委員会の委員構成

第三者委員会は、次の5人の委員で構成されています。

| 職名 | 氏名 | 備考 |
|----------|--------|------------------------|
| 委員長 | 飯島 将仁 | 玉川大学客員教授 元綾瀬市立小学校校長 |
| 委員長職務代理者 | 澁谷 敏夫 | 綾瀬市社会教育委員 |
| 委員 | 深谷 登志男 | 元綾瀬市立小学校校長 |
| 委員 | 今尾 佳生 | 玉川大学教授 |
| 委員 | 富坂 政 | 綾瀬市立小学校PTA会長 |

5 第三者委員会開催状況

【第1回会議】

令和7年7月16日（水）午後1時から3時まで

- ・委員委嘱式、委員長選任
- ・点検・評価結果の説明と事務局へのヒアリング
- ・委員間の意見交換

【第2回会議】

令和7年8月6日（水）午後2時から3時まで

- ・委員間の意見交換

【第3回会議】

令和7年9月3日（水）午前10時から正午まで

- ・第三者委員会検証結果のまとめ
- 各委員会の意見を基に、教育委員会点検・評価結果に対する第三者委員会としての検証結果をまとめました。

第 1 部

教育委員会会議及び 教育委員会の活動状況

1 教育委員会について

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として、全ての都道府県及び市町村に設置されています。

教育長と教育委員との合議制により、教育行政における重要事項や方針を決定し、教育長を代表として事務を執行しています。

【教育委員会の構成員（令和7年4月1日現在）】

| 職名 | 氏名 | 任期（期数） |
|-----------|---------|-------------------------|
| 教育長 | 袴田 毅 | 令和6年4月1日～令和9年3月31日(2) |
| 教育長職務代理者 | 田中 恵吾 | 令和3年10月1日～令和7年9月30日(1) |
| 委員 | 亀ヶ谷 由美子 | 令和5年10月1日～令和9年9月30日(2) |
| 委員 | 齊藤 隆訓 | 令和4年10月1日～令和8年9月30日(1) |
| 委員(保護者委員) | 林 紀美子 | 令和6年10月1日～令和10年9月30日(1) |

2 主な実績及び成果並びに点検・評価結果

(1) 教育委員会会議について

令和6年度の教育委員会会議は、月1回の定例会及び協議会を開催したほか、令和7年度から使用する中学校教科用図書の採択に当たり、7月に教科用図書採択に関する臨時協議会を開催しました。

ア 定例会

定例会では、付議案件のほか、報告事項・教育行政視察の振り返り等の協議事項が議題とされました。審議にあたっては、付議案件の事前研修会や事前打合せを実施し、付議案件への理解を深め、積極的な審議・意見交換を行うことができたと考えます。

・（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画について

令和6年3月に策定した（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本構想を踏まえ、開設場所として決定した敷地・施設において実施する支援機能と方

法を整理するとともに、施設の利便性や機能性、周辺環境とのつながりといった観点から、具体的な配置計画、概算事業費、整備スケジュール等をまとめ、支援機能を具体的にどのように機能させていくかを定めた（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画を策定しました。

・綾瀬市立中学校教科用図書等の採択について

令和7年度から4年間使用する全種目の教科用図書選定を円滑に行うため、5月定例会において綾瀬市立中学校教科用図書採択方針を決定しました。令和7年度から令和10年度まで使用する中学校教科用図書の採択については、時間をかけて各教科用図書を閲覧するなど、教育長と教育委員による調査、研究及び協議を行い、7月定例会において採択しました。静ひつな環境の下、教育委員会の判断と責任において採択を行うため、教育長と教育委員が活発に意見を述べ、公正かつ公平な審議を行いました。

・その他

定例会の会議録については、定例会時に非公開で審議を行った議題であっても、定例会後に非公開とする理由が解消された議題についてはホームページ等での公開や市広報に掲載を行うなど、教育委員会会議における議論・意思決定の過程の透明化や教育委員会の活動内容の周知に努めました。

イ 協議会

協議会は、各所属の重点施策の予算化に向けた協議、各事業の実施に向けた進捗状況の確認等、定例会の付議案件とならない事項について、意見交換や情報共有を行うことができる貴重な場となっています。今後も、各所属が提出した議題の説明だけでなく、教育委員からの提案・協議などを取り入れることで、事務局との連携を深め、教育委員会全体の円滑な運営につなげていきます。

・各所属の重点施策について

各所属の重点施策について、年度当初に教育委員と事務局との間で率直な意

見交換や不明確な事項についての質疑を行うことで、各施策の現状や課題、今後の取組について共通認識を持ち、考えを整理した上で、定例会の付議案件や決算・予算の審議に臨むことができました。

・実施計画（案）の協議について

次年度以降に新たに実施する事業や、予算を拡充する事業について、構想を練る早い段階から教育委員の意見を反映し、施策の充実を図っていくため、各行政分野の主たる事業を位置付けた「実施計画」の案について、協議を行いました。

（２）教育長及び教育委員の活動について

ア 学校訪問

本市教育委員会が進める諸施策の検証や教育現場が抱える課題の把握を目的として実施している学校訪問について、令和6年度は綾北小学校、早園小学校、綾北中学校、城山中学校を訪問しました。本市が重点的に取り組んでいる学校図書館の充実について現状確認を行ったほか、各校の研究テーマや重点目標への取組状況について説明を受けるとともに、授業参観や校長・教頭等との意見交換において、各校が抱えている課題や教育委員会への要望等、生の声を聴くことにより、教育現場の実態把握に努めました。課題点や改善事項については、早期に対応できるよう、学校との協議や予算化に向けた取組につなげていく必要があります。



授業参観の様子

イ 教育行政視察

教育行政に関する取組を実際に見学することにより識見を高め、今後の教育施策の実施や立案に生かすため、「スクールラボフェンド」や「多様な学びの場づくり」などの先進的な取組を行っている鎌倉市教育委員会を視察しました。視察後の2月定例会では、本件についての振り返りを行い、本市の地域特性を踏まえた施策の展開について、活発な議論を行いました。今後も教育行政視察を通して、さまざまな事例を参考にしながら、本市ならではの施策モデルを構築していきます。

ウ 総合教育会議

1月6日に開催された総合教育会議では、「教育大綱について」をテーマに、市長、教育長・教育委員による協議を行いました。教育大綱は令和7年度末で期間が満了となるため、今後改正に向けた協議を行うに当たり、市長が考える、子どもたちに身に付けさせたい「生きる力」などについて確認し、方向性の共有を図るとともに、今後の教育施策の展望などについて、活発な議論を行うことができました。今後も「自分らしく学び続ける」という教育大綱の基本理念の実現に向け、引き続き市長部局と連携を図ってまいります。



3 参考資料

(1) 教育委員会会議の主な議事

| 区分 | | 議 題 |
|-------|----|---|
| 4 月 | | 令和 6 年 4 月 2 3 日 |
| 定例会 | 議案 | ・綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の辞職及び委嘱について ほか 1 件 |
| | 報告 | ・教育委員会事務局の人事異動について ほか 3 件 |
| 協議会 | 案件 | ・令和 6 年度の重点施策について ほか 3 件 |
| 5 月 | | 令和 6 年 5 月 2 1 日 |
| 定例会 | 議案 | ・綾瀬市こどもドリームプレイウッズ条例（案）について ほか 4 件 |
| 協議会 | 案件 | ・令和 6 年度学校訪問について ほか 4 件 |
| 6 月 | | 令和 6 年 6 月 2 5 日 |
| 定例会 | 議案 | ・綾瀬市社会教育委員の辞職及び委嘱について |
| | 協議 | ・令和 5 年度教育委員会における事務の点検・評価について |
| 協議会 | 案件 | ・令和 6 年度教育行政視察の視察先について ほか 5 件 |
| 7 月 | | 令和 6 年 7 月 1 8 日 |
| 臨時協議会 | 案件 | ・採択検討委員との協議 |
| | | ・教育委員会会議 7 月定例会へ向けての協議 |
| | | 令和 6 年 7 月 2 6 日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和 7 年度使用中学校教科用図書の採択について ほか 2 件 |
| | 報告 | ・令和 6 年度第 1 回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された児童・生徒の学校（学級）指定の報告について |
| 協議会 | 案件 | ・活動報告及び今後の日程等について |
| 8 月 | | 令和 6 年 8 月 2 2 日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和 5 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算・教育委員会関係歳入歳出決算に係る意見の申入れについて ほか 1 件 |
| | 協議 | ・令和 6 年度学校訪問の振り返りについて |
| 協議会 | 案件 | ・令和 7 年度～9 年度実施計画（案）について |
| 9 月 | | 令和 6 年 9 月 3 0 日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和 6 年度教育委員会の点検・評価について |
| 協議会 | 案件 | ・市議会 9 月定例会における質疑状況について ほか 2 件 |

| 区分 | | 議 題 |
|-----|----|--|
| 10月 | | 令和6年10月22日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和7年度綾瀬市立学校教職員人事異動基本方針について |
| | 報告 | ・令和6年度第2回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について |
| 協議会 | 案件 | ・令和6年度総合教育会議について ほか3件 |
| 11月 | | 令和6年11月14日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和6年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて ほか1件 |
| 協議会 | 案件 | ・綾瀬市図書館基本構想（案）の意見募集（パブリックコメント手続）について ほか2件 |
| 12月 | | 令和6年12月19日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和6年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の決定について ほか3件 |
| | 報告 | ・「令和6年度全国学力・学習状況調査」結果の分析について ほか1件 |
| 協議会 | 案件 | ・令和7年度教育委員会関係当初予算について ほか3件 |
| 1月 | | 令和7年1月23日 |
| 定例会 | 議案 | ・臨時代理の承認について（令和6年度綾瀬市教育委員会表彰被表彰者の追加決定について） |
| 協議会 | 案件 | ・綾瀬市立小中学校の給食費の改定について ほか5件 |
| 2月 | | 令和7年2月13日 |
| 定例会 | 議案 | ・令和7年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて ほか4件 |
| | 報告 | ・令和6年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について |
| | 協議 | ・令和6年度教育行政視察の振り返りについて |
| 協議会 | 案件 | ・（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画検討委員会の報告について ほか8件 |
| 3月 | | 令和7年3月27日 |
| 定例会 | 議案 | ・（仮称）綾瀬市総合教育支援センター整備基本計画の決定について ほか1件 |
| | 報告 | ・令和6年度第5回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について |
| 協議会 | 案件 | ・学校教育推進プランの見直し及び後期実行計画の策定について ほか5件 |

(2) 教育長及び教育委員の主な活動一覧

| 学校訪問（4校） | | |
|------------------|------------|---|
| 訪問校 | 訪問日 | 内 容 |
| 綾北小学校 | 令和6年7月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・テーマに関する取組説明等 綾北小：「生き生きと学び合う子」～他教科に生きる国語科の学習を目指して～への取り組みについて |
| 早園小学校 | 令和6年7月 2日 | <ul style="list-style-type: none"> 早園小：「学び方を身に付けた子」をめざした授業改善～学ぶ力を育てる授業作りを通して～への取り組みについて |
| 綾北中学校 | 令和6年6月26日 | <ul style="list-style-type: none"> 綾北中：持続可能な社会に向けた価値観をもった生徒の育成～ESDに重点を置いた指導の改善を図る～への取り組みについて |
| 城山中学校 | 令和6年7月 2日 | <ul style="list-style-type: none"> 城山中：主体的に学習に取り組む生徒の育成をめざして～自ら考え、発信できる力をつけるために～への取り組みについて ・学校図書館の視察 ・学校との意見交換 |
| 教育行政視察 | | |
| 視察先 | 視察日 | 内 容 |
| 鎌倉市教育委員会 | 令和7年 1月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールコラボファンドについて ・多様な学びの場づくりについて |
| その他の教育委員活動 | | |
| 件 名 | 開催日 | 内 容 |
| 総合教育会議 | 令和6年11月 6日 | 教育大綱について |
| 教育委員会点検・評価第三者委員会 | 令和6年 7月10日 | 第2部点検・評価結果の説明・ヒアリング |
| | 令和6年 7月29日 | 第1部、第2部点検評価結果の説明 |
| | 令和6年 9月 4日 | 第三者委員会検証結果のまとめ |

| 件名 | 開催日 | 内容 |
|---------------------------|------------|----------------------------------|
| 教育委員研修会 | 令和6年10月22日 | 教育大綱について |
| | 令和7年3月6日 | (仮称)綾瀬市総合教育支援センター基本計画について |
| 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会 | 令和6年5月31日 | 講演 「妖怪談義 ～妖怪から学校の怪談まで～」 |
| 神奈川県市町村教育委員会連合会研修会 | 令和6年11月8日 | 講演 「子どもも教師もワクワクできる学校教育をつくろう」 |
| 市町村教育長・教育委員研究協議会 | 令和7年2月7日 | 研究分科会 |
| 研究発表会等 | 令和6年8月28日 | 教育研究所研究員研究発表大会 |
| | 令和6年10月4日 | 道徳教育研修会(兼心の教育推進事業)第1回授業公開(城山中学校) |
| | 令和6年11月13日 | 道徳教育研修会(兼心の教育推進事業)第2回授業公開(綾南小学校) |
| | 令和6年11月18日 | 道徳教育研修会(兼心の教育推進事業)第3回授業公開(天台小学校) |
| | 令和7年1月31日 | 教育委員会指定研究推進校研究発表会(早園小学校) |
| | 令和7年2月10日 | 教育研究所研究員公開授業(心を伸ばす特別活動研究)(綾瀬中学校) |
| 学校関係行事 | 令和6年10月31日 | 小学校連合運動会 |
| 生涯学習関係行事 | 令和7年2月16日 | 家庭教育推進大会 |
| 式典関係 | 令和6年4月5日 | 中学校入学式 |
| | 令和6年4月8日 | 小学校入学式 |
| | 令和7年2月8日 | 教育委員会表彰式 |
| | 令和7年3月12日 | 中学校卒業式 |
| | 令和7年3月19日 | 小学校卒業式 |
| 意見交換会 | 令和6年11月16日 | 市PTA連絡協議会と市長・教育長・教育委員の意見交換会 |

第2部

教育振興基本計画の取り組み状況

1 綾瀬市教育振興基本計画について

本市の第1期教育振興基本計画（以下「第1期基本計画」という。）では、教育委員会が実施する学校教育及び生涯学習の推進に関する具体的な施策を定め、教育行政を推進していましたが、令和3年4月の行政組織の見直しに伴い、生涯学習課が市長部局へ移管したことから、学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランをそれぞれ策定し、両プランを合わせて本市の第2期教育振興基本計画として位置付けています。

第1期基本計画では、市民共通の目指すべき姿（基本目標）に加え、学校教育と生涯学習の分野ごとに基本目標を定め、三つの基本目標を定めていましたが、教育大綱の策定により、本市の教育全体の基本理念や目標が定められたことから、教育大綱の基本理念等につながる目標として、二つの基本目標を定めました。

綾瀬市教育大綱 基本理念

「自分らしく学び続ける」

第2期教育振興基本計画 基本目標

～人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども～

子どもたちが自ら学び・考え・行動することができ、豊かな心と希望、そして社会の一員としての自覚を持って、たくましく成長していくことが望まれます。

～生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民～

地域における様々な活動を通じて、市民一人一人が生涯にわたって学ぶ喜びと生きがい、誇りを持ちながら、お互いを認め合い人生をより充実していくことが望まれます。

本プランは、総合計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間を対象期間とし、さらに、計画期間を前期・後期の各5年間に分け、具体的な実行計画を定め、各施策に取り組んでいます。

現在は、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする前期実行計画に基づき、各施策を推進しています。



2 各取組の点検・評価方法について

教育振興基本計画における基本目標、施策の基本方針等に基づき実施した前期実行計画掲載事業について、令和6年度における本市教育委員会の取り組みがどのように実行され、どのような結果が得られたのか、教育委員会の自己点検・評価を実施しました。

自己点検・評価に当たっては、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に対して、教育委員による部長・所属長へのヒアリングを実施し、教育委員会全体の自己点検・評価をまとめ、第三者委員会による検証を実施しました。

(1) 対象事業

学校教育推進プラン及び生涯学習推進プランの前期実行計画に位置付けられている事業のうち、教育委員会の権限に属する48事業を次の3つに区分し、自己点検・評価を実施しました。

①点検・評価対象事業

重点取組及び「綾瀬市総合計画2030」の戦略プロジェクトに関連する事業として位置付けられている事業（以下「戦略P」という。）から2事業を抽出し、詳細な自己点検・評価を実施しました。

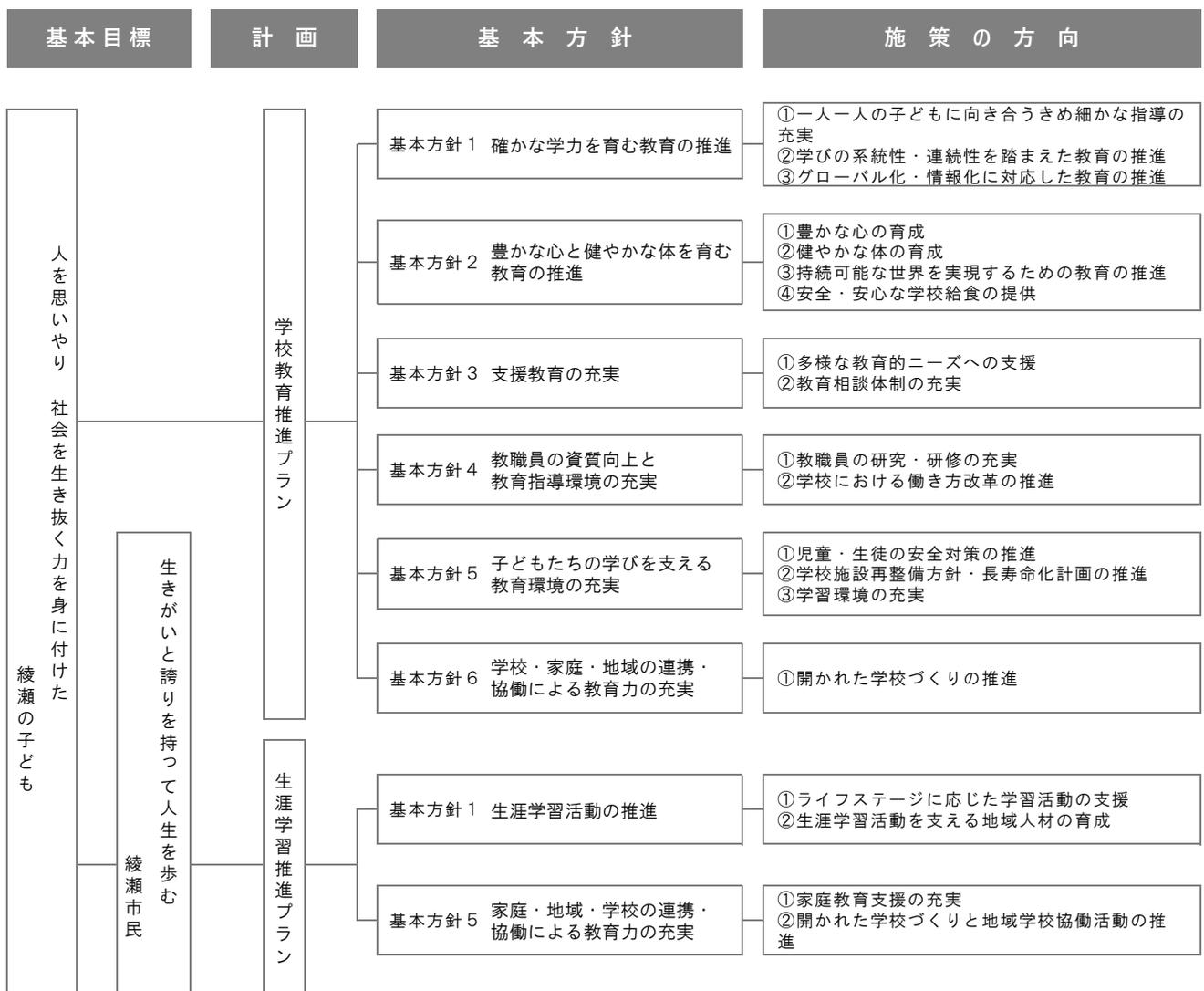
| 施策の方向 | 事業名 | 担当課 |
|-----------------------------|------------|-------|
| 1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進 | 小中一貫教育の推進 | 教育指導課 |
| 2-1 豊かな心の育成 | 児童・生徒指導の充実 | 教育指導課 |

②重点取組及び戦略P対象事業並びに新規取組

①の2事業を除く重点取組及び戦略P対象事業並びに新たに取り組む事業（新規取組）について、自己点検を実施し、令和6年度の取り組み状況（実績・成果）を確認するとともに、今後の課題を抽出しました。

③その他取組

①及び②を除くその他取組（37事業）について、取り組み状況を確認し、自己点検を実施しました。



(2) 点検・評価の方法

点検・評価対象事業を含む重点取組及び新規取組については、前期実行計画の目標に対する令和6年度の取り組み状況（実績・成果）を確認し、次の点検・評価区分に基づき、「計画を上回り実行」「計画どおり実行」「計画どおり実行できなかった」の3段階で自己点検・評価を行いました。「計画どおり実行」以外の評価をした事業については、その理由を記載するとともに、全ての事業において、今後の課題・改善事項を抽出しました。

| 評 価 | 点検・評価区分 |
|-----------------------|---|
| 計画を上回り 実行 | ①目標に明記した事業量を上回った ②目標に明記した事業量を達成し、明記した取組内容よりも高い水準であった ③目標に明記した事業量よりも少ない事業量で取り組み、明記した取組内容や事業目的を達成し、コスト面や市民サービスが向上した（少ないコストや事業量で事業目的が達成できた） ④取組年度の前倒しなど、事業の早期提供等により、市民サービスが向上した |
| 計画どおり 実行 | ①目標に明記した事業量・取組内容を達成した ②目標に明記した事業量は確保できなかったが、明記した取組内容や事業目的を達成した |
| 計画どおり 実行 できなかった | ①目標に明記した事業量を下回った ②目標に明記した事業量どおりであったが、明記した取組内容に満たない水準であった（事業目的を達成できなかった） |

(3) 自己点検・評価結果

点検・評価区分に基づき実施した全重点取組及び新規事業（2事業）の自己点検・評価結果は次のとおりです。

| 評 価 | 事業数 |
|---------------|------|
| 計画を上回り実行 | 2事業 |
| 計画どおり実行 | 9事業 |
| 計画どおり実行できなかった | 0事業 |
| 合 計 | 11事業 |

3 令和7年度点検・評価対象事業の 点検・評価結果

対象事業一覧

| 施策の方向 | 事業名 | 所管課 | 頁 |
|---------------------------------|------------|-------|----|
| 1-2 学びの系統性・連続性を 踏まえた教育の推進 | 小中一貫教育の推進 | 教育指導課 | 24 |
| 2-1 豊かな心の育成 | 児童・生徒指導の充実 | 教育指導課 | 28 |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

| 事業名 | 小中一貫教育の推進 | 区分 | 拡充 | 所管課 | 教育指導課 |
|------------------------|--|--------------------------|------------------------|-----|-------|
| 事業概要 | 綾瀬市が目指す子ども像の実現に向け、綾瀬市型小中一貫教育モデルに基づき、授業スタイルの共通化や乗り入れ授業等を実施することにより、義務教育9年間連続的に成長する子どもたちの姿を見通しながら、小学校1年生から中学校3年生まで一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を進めます。 | | | | |
| 実行計画の目標 (6年度) | 取組内容 | 事業量 | | | |
| | | 目標 | 実績 | | |
| | ①綾瀬市型小中一貫教育の調査・研究 | ①綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年4・5回 | ①綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会：年4回 | | |
| | ②小学校への乗り入れ授業の実施 | ②全小学校（教科は学校ごとに設定） | ②8校 | | |
| | ③教科担任制の実施 | ③全小学校 | ③全小学校（教科は学校ごとに設定） | | |
| ④小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有 | ④担当者会：年5回 研修会：年10回 | ④担当者会：年8回 研修会：年19回 | | | |
| 実施内容 (実績) | <p>(1) 綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の開催</p> <p>【次年度に向けて会議で協議した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間4回開催し、綾瀬市型小中一貫教育モデルを基に、全小・中学校及び中学校区で取り組む内容を協議しました。 ・昨年度から綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会の中に「確かな学力部会」「児童・生徒指導部会」「心の教育部会」の3部会を設置し、全小・中学校で共通した取組について協議してきましたが、小中一貫教育をスタートして5年目を迎えている今年度は、改めて本市の児童・生徒の実態を把握し、そのうえで全小・中学校でどのような取組が効果的なのかについて協議しました。 <p>＜本市の児童・生徒の課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主体性がない児童・生徒が多い ②自己肯定感が低いと感じている児童・生徒が多い <p>＜課題解決に向けた取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①授業での「振り返り」をさらに充実させ、自分自身の成長を感じられるようにしながら、主体性や自己肯定感を高める。 ②教師が「あやせ型のびのびプラン*（仮称）」の内容を意識して、児童・生徒に「自己決定」を促したり、「心理的安全性」が保障される環境づくりに努めたりして、少しでも主体性や自己肯定感を高める。 | | | | |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

| | |
|-----|--|
| | <p>*児童・生徒が主体的に学校生活を送り、自己肯定感を高められるようにするために、教員間で児童・生徒指導の共通化した方法をまとめたリーフレット</p> <p>【今年度の全小・中学校での共通した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力部会」としては、「授業スタイルの共通化」を目指し、「あやせ型授業モデル」「あやせ型ノート（プリント）モデル」を活用し、「めあて（目標）と振り返り」を位置付けた授業づくりに取り組みました。 ・「児童・生徒指導部会」としては、「いじめ防止宣言、いじめゼロ宣言」を学級、学年、部活動等で考え、教室や廊下等に掲示して、いじめを防止する意識を高めるための取組を行いました。 ・「心の教育部会」としては、道徳教育推進教師による校内での授業公開と道徳教育の重点の共有に取り組みました。 ・今年度から、教員間の情報共有及び推進のために、小中合同総括教諭連絡会（年1回）を開催しました。 <p>【今年度の各中学校区での取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、中学校区ごとに小中交流会を実施して教員同士の関係構築に努めたり、互いの校内研究に参加したりする等の実践を行いました。 <p>(2) 乗り入れ授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の教員が小学校6年生に数学や英語、音楽の乗り入れ授業や、中学校の生活（特活）について乗り入れ授業を実施しました。 <p>(3) 教科担任制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、県の事業としての教科担任制だけではなく、各小学校の実態に応じて交換授業を中学年以上で専科指導という形で実施しました。 <p>(4) 小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育指導課事業に位置付けている研修会、担当者会は、小中合同で開催しました。 |
| 成 果 | <p>(1) 綾瀬市型小中一貫教育推進連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力部会」「児童・生徒指導部会」「心の教育部会」の部会ごとの取組について確認し、各学校での進捗状況を共有することができました。 ・本市の児童・生徒の実態把握をしたうえで、次年度から全小・中学校で共通した取組を協議することができました。 ・本推進連絡協議会をさらに機能させ、全総括教諭が小中一貫教育に携わり、校内での推進者となるために、小中合同総括教諭連絡会を開催することができました。また、次年度以降も各グループ（3グループ）年2回以上開催することも確認できました。 |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

| | | | |
|--------------|--|----|--|
| | <p>(2) 乗り入れ授業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区ごとに、小学校の卒業を迎える6年生に対して、数学や英語、音楽、また特別活動（中学校の生活について）の乗り入れ授業を実施する学校が増加しました。 ・乗り入れ授業を実施することで、6年生（新中学1年生）の中学入学に対する不安を解消し、中学校生活に見通しを持たせることにつなげることができました。 <p>(3) 教科担任制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、県の事業としての教科担任制だけではなく、各小学校の実態に応じて交換授業を中学年以上で専科指導という形で実施することをとおして、児童に対する指導力、対応力の向上や9年間の見通しを持った指導につなげることができました。 <p>(4) 小中一貫教育の推進に向けた教員間の情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研修会、担当者会を小中合同で開催したことにより、小中学校の違いに気付いたり、9年間の見通しをもてたりすることにつながり、教員間の連携を図ることができました。 | | |
| 教育委員会の評価 | 計画どおり実行できた | 理由 | <p>小学校への乗り入れ授業については全校での実施はできなかったが、協議会においては、綾瀬市全体で推進する小中一貫教育にむけた様々な取組について実りある議論することができ、また、担当者会や研修をとおして教員間での情報共有を密に行うことで、より具体的な取組を検討、実践することができたため。</p> |
| 課題改善事項 | <p>今後は、さらに市全体を考えた取組が推進できるよう、推進連絡協議会と次年度から始める小中合同総括教諭連絡会での協議を充実させながら、全教職員への参画意識の向上を図る必要があります。そのうえで、小中一貫教育の取組が、児童・生徒の成長につながり、目指す子ども像である「人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども」の実現を目指すことが必要となります。</p> <p>また、小学校への乗り入れ授業については、英語や算数だけでなく様々な教科等で実施することが定着してきたため、中学校区ごとに接続する小・中学校が実態に応じて実施できるように教育委員会が支援を行い、より効果的かつ効率的な方法を探っていくことが必要です。</p> | | |
| 第三者委員による検証結果 | <p>小学校によって学習内容の理解度に差があり、中学校進学後の授業の進行に支障があるのではないのでしょうか。学校間の格差があるのであれば、早急に改善する必要があると考えます。そのためにも、乗り入れ授業を全中学校区において展開し、授業の質の平準化につなげていく必要があります。</p> | | |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

小中一貫教育に関する教員へのアンケートの結果の数字の出し方についても、肯定的部分のみを記載するのではなく、数的には少数であってもネガティブなフィードバックから何か対策を講じていかないと、現状は改善されずに、そのまま下降していくのではないかと危惧されます。

例えば、教員から「効果が見えない」「ビジョンが見えない」という意見があります。小中一貫教育の推進にあたっては、教員が具体的にイメージできていないという点に課題があるのではないのでしょうか。

この施策を、ゴール設定なしに進めることは難しいと考えます。綾瀬市全体として、通過点となるようなマイルストーンや目標となるようなゴールを設定し、それを目指していくことが重要です。その際の評価についても、印象論で終わるのではなく、効果検証の指標づくりが必要です。

また、方向性としては、乗り入れ授業が、中1ギャップ対策のための単発的な授業にとどまっており、どれだけの効果が見込めるかは疑問です。これをきっかけとしながらも現状に満足するのではなく、恒常的な小中一貫教育の実現に向けた施策へと歩み始めることを期待いたします。

具体的なイメージをつかむために最も効果的なのは、モデル校を設定することではないかと考えます。小中一貫教育のモデル校を設定し、小・中学校が同じ校内研究の土俵に立って、研究成果を発表し、その授業を市内の小・中学校教員が見ることで、教員間でその成果を共有するということです。

そうすることで、全体的なレベルは向上し、教員も市としてのゴールという視点を持つことができるようになり、教員各自の活動の指針になるのではないのでしょうか。

さらに、小学校と中学校で大きく異なる点として、例えば授業時間や学習内容などが挙げられます。小・中学校の教員が意見交換を行い、しっかりとすり合わせをすることで、9年間を通したカリキュラムの道筋が見えてくるのではないかと考えています。

令和7年度対象事業 点検・評価シート

| 事業名 | 児童・生徒指導の充実 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------------------------|--|---|---|-----|-------|
| 事業概要 | いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、スクールアンケートの実施や教員の指導力向上のための研修の実施等、綾瀬市いじめ防止基本方針に基づく取組を実施します。 | | | | |
| 実行計画 の 目標 (6年度) | 取組内容 | 事業量 | | 目標 | 実績 |
| | ①関係機関を交えた児童・生徒指導の情報交換の実施 ②児童・生徒理解、指導力向上のための研修会の実施 ③問題行動等の早期発見・対応のための調査の実施 ④児童・生徒指導計画書の作成・報告 ⑤学校におけるいじめ防止等の対策の検討・協議 | ①児童・生徒指導担当者会：年5回 ②児童・生徒指導研修会：年1回 ③児童・生徒指導状況調査：月1回（対象：全児童・生徒） ④計画作成・報告：各年1回 ⑤いじめ防止等対策委員会：年2回 | ①児童・生徒指導担当者会：年3回 ②児童・生徒指導研修会：年1回 ③児童・生徒指導状況調査：月1回（対象：全児童・生徒） ④計画作成・報告：各年1回 ⑤いじめ防止等対策委員会：年2回 | | |
| 実施内容 (実績) | <p>(1) 児童・生徒指導担当者会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の働き方改革の取組の1つとして、年5回から年3回の開催に変更して3年目となりましたが、関係機関（関係各課に加え、大和警察署、大和綾瀬地域児童相談所、保護司会等）との連携は図りつつ、学校間の情報共有は日常的に行うことができました。 各回とも学校及び関係機関から合計40人程度の参加がありました。 児童・生徒指導事案をもとに協議や情報交換を行いました。 <p>(2) 児童・生徒指導研修会（各校2名及び会場校全職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 講師を招聘し、「いじめに対する学校の対応と責任」をテーマに御講義をいただきました。 会場校の城山中学校を中心に、市内小・中学校の教員57人が参加しました。 <p>(3) 児童・生徒指導状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月市内小・中学校から、長期欠席者数、いじめの認知件数、事故発生件数、暴力行為発生件数等のまとめの提出がありました。 <p>(4) いじめ防止等対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 6名全員の委員が出席し、2名の傍聴者のもと、本市の学校におけるいじめの実態やいじめの重大事態発生時における実務や対応の流れ等について、協議を行いました。 | | | | |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

| | | |
|------------------|--|--|
| 成 果 | <p>(1) 児童・生徒指導担当者会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎回、小・中学校間だけでなく関係機関とも密に情報交換を行い、連携の強化を図ることができました。また、年3回の開催に加え、小中学校の児童生徒指導の総括教諭がそれぞれまたは一堂に集まり、情報を密に共有できる情報交換会を年に数回設け、各校の取組や課題を情報共有する機会となりました。 ・ 中学校の生徒指導担当者からは、事案毎に関係機関との連携方法について相談したいという意見もありました。この会を機会に直接連携する関係ができ、事案への対応にあたるできるようになりました。 <p>(2) 児童・生徒指導研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自校のいじめ防止基本方針の意義を再認識することで、いじめの早期発見・未然防止への意識向上につながりました。 ・ 法的な視点から身近な事例を考え、対応について理解が深まりました。 <p>(3) 児童・生徒指導状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月実施することにより、各学校における事案の整理ができるとともに、必要に応じて市教育委員会からの指導・助言ができ、併せて長期欠席者等の把握・確認をすることができました。 <p>(4) いじめ防止等対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の学校におけるいじめの実態について共有することができました。 ・ 「いじめ」の重大事態対応マニュアルを確認することで、いじめの重大事態発生時における実務等について各自の対応の内容や分担について検討することができ、有事の際の対応に備えることができました。 ・ 8月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂されたことを受け、本市で作成した「いじめ」の重大事態対応マニュアルについて、次年度に改訂作業を行う方向性を確認することができました。 | |
| 教育委員会 の 評価 | 理由 | <p>事業量については概ね計画どおり実行できました。なお児童・生徒指導担当者会は開催回数を見直し2回減らしましたが、協議内容の充実とともに、学校間の情報共有は日常的に行うことができましたので、従来どおりの内容で実施することができました。</p> |
| 課 題 改善事項 | <p>児童・生徒指導における課題が複雑化・多様化していることから、課題の解決に向け、今後も学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ連携を図り、組織的・計画的にそれぞれの取組を実施することが必要となります。特に、児童・生徒指導事案の発生件数や未解決事件を考慮すると、課題の早期発見・未然防止に努められるよう、研究を重ねていく必要があります。</p> | |

令和7年度対象事業 点検・評価シート

第三者委員
による
検証結果

児童・生徒が教員にいじめや授業妨害等の問題について相談をした際に、相談した側へのケアは充実している一方で、問題を起こした側への対応が不十分で、根本的な解決に至っていない場合があるのではないのでしょうか。社会全体においては問題状況を改善することが求められるように、教育現場においても同じことが求められると思います。

児童・生徒指導の充実を推進する上では、教員の多忙化が一向に解消されない現状に課題があります。教員が児童・生徒指導に充てる時間を確保できる体制づくりや、実際に学校でさまざまな児童・生徒指導上の事案や法的な問題などが発生した際に、スクールロイヤーなどの専門家が介入することができるような仕組みを早急に構築する必要があります。

4 前期実行計画重点取組等の 取組状況確認票

(点検・評価対象事業を除く 9 事業)

対象事業一覧（重点取組等）

| 計画 | 基本方針 | 施策の方向 | 取組名 | 教育委員会の評価 | 所管課 | 区分 | 頁 |
|--------------------------------------|------|-------|--------------------------------|-----------|-----------------------|----|----|
| 学校教育推進プラン | | | | | | | |
| 基本方針1 確かな学力を育む教育の推進 | | | | | | | |
| 1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実 | | | | | | | |
| | | | 小・中学校における読書活動の推進【重点】 | 計画を上回って実行 | 教育指導課 | 拡充 | 34 |
| 1-3 グローバル化・情報化に対応した教育の推進 | | | | | | | |
| | | | 教育の情報化の充実【重点】 | 計画どおり実行 | 教育研究所 | 拡充 | 35 |
| | | | 外国語（英語）教育の充実 | 計画どおり実行 | 教育指導課 | 新規 | 36 |
| 基本方針3 支援教育の充実 | | | | | | | |
| 3-1 多様な教育的ニーズへの支援 | | | | | | | |
| | | | 外国につながるのある児童・生徒への支援【重点】 | 計画どおり実行 | 教育指導課 | 継続 | 37 |
| 基本方針4 教職員の資質向上と教育指導環境の充実 | | | | | | | |
| 4-2 学校における働き方改革の推進 | | | | | | | |
| | | | 学校における働き方改革の推進【重点】 | 計画どおり実行 | 学校教育課/教育総務課 /教育研究所 | 新規 | 38 |
| 基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 | | | | | | | |
| 5-2 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進 | | | | | | | |
| | | | 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進【戦略P】 | 計画どおり実行 | 教育総務課 | 新規 | 39 |
| 5-3 学習環境の充実 | | | | | | | |
| | | | 学校ICT環境の充実【重点】 | 計画を上回って実行 | 教育研究所 | 新規 | 40 |
| 基本方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実 | | | | | | | |
| 6-1 開かれた学校づくりの推進 | | | | | | | |
| | | | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【重点】 | 計画どおり実行 | 教育指導課/生涯学習課 | 拡充 | 41 |
| 生涯学習推進プラン | | | | | | | |
| 基本方針5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実 | | | | | | | |
| 5-1 家庭教育支援の充実 | | | | | | | |
| | | | 家庭教育支援の充実【重点】 | 計画どおり実行 | 教育指導課/生涯学習課 | 拡充 | 42 |

学校教育推進プラン

基本方針 1 確かな学力を育む教育の推進

施策の方向 1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

| 事業名 | 小・中学校における読書活動の推進 | | 区分 | 拡充 | 所管課 | 教育指導課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|--------|---|----|---|-------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|--------------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 事業概要 | 子どもたちの読書活動の推進による確かな学力の向上を図るため、学校司書を配置し、市立図書館との連携等により、学校図書館の読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を充実するとともに、新聞を配架し、情報の収集・選択・活用能力の育成を推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実行計画の目標と実績(6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 目標 | | 実績 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ① 学校司書の配置 ② 新聞の配架 ③ 図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修の実施 ④ 市立図書館との連携 | | ① 全小・中学校 各1名(5h/日) ② 小学校4年生～中学校3年生 全クラス ③ 年3回 ④ 配本：全小学校 団体貸出：全中学校 学校訪問：全小・中学校 | | ① 全小・中学校 各1名(小22h/週)(中26h/週) ② 小学校4年生～中学校3年生 全クラス ③ 年3回 ④ 配本：全小学校 団体貸出：全小中学校 学校訪問：1校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実績・成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校に、学校司書を配置しました。 【内訳】 小学校：週22時間 年間888時間 中学校：週26時間 年間1,028時間 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実態に合わせて、週4～5日学校司書が出勤し、読書環境充実のため、蔵書の購入や除籍、本の入れ替えや本の紹介、おすすめの本の展示を行いました。 ・読売KODOMO新聞を小学校4年生から6年生までの全クラス、読売中高生新聞を中学校1年生から3年生までの全クラスに配架しました。 ・図書担当教諭と学校司書の資質向上のため、研修会を3回実施しました。なお市立図書館の連携としては、研修会における図書館事業の情報共有のほか、小学校への配本事業や学校支援貸出(学校の希望のテーマにあわせて図書館司書が選書して貸出する)、図書館施設見学などを行いました。 【内訳】 学校図書館担当者会 2回 学校司書連絡会議 1回 ①1人1冊配本事業のブックリストの作成、②寺尾小学校図書館の見学、お話し会団体による研修③子ども読書活動の国・県の動向など情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館の学校連携ガイドを活用し、全小学校に各校2か月間の配本事業を行いました。 【内訳】 <table border="0"> <tr> <td>綾瀬小学校</td> <td>725冊</td> <td>天台小学校</td> <td>375冊</td> </tr> <tr> <td>綾北小学校</td> <td>375冊</td> <td>北の台小学校</td> <td>3,179冊(長期貸与)</td> </tr> <tr> <td>綾西小学校</td> <td>525冊</td> <td>落合小学校</td> <td>350冊</td> </tr> <tr> <td>早園小学校</td> <td>325冊</td> <td>土棚小学校</td> <td>300冊</td> </tr> <tr> <td>綾南小学校</td> <td>425冊</td> <td>寺尾小学校</td> <td>350冊</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※北の台小学校は、北の台地区センター改修が終了するまで、綾瀬市立図書館北の台分室の書籍を配本しているため冊数が大幅に増えています。 ・団体貸出(学校支援貸出)の配送システムの運用を開始しました。 | | | | | | 綾瀬小学校 | 725冊 | 天台小学校 | 375冊 | 綾北小学校 | 375冊 | 北の台小学校 | 3,179冊(長期貸与) | 綾西小学校 | 525冊 | 落合小学校 | 350冊 | 早園小学校 | 325冊 | 土棚小学校 | 300冊 | 綾南小学校 | 425冊 | 寺尾小学校 | 350冊 |
| 綾瀬小学校 | 725冊 | 天台小学校 | 375冊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 綾北小学校 | 375冊 | 北の台小学校 | 3,179冊(長期貸与) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 綾西小学校 | 525冊 | 落合小学校 | 350冊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 早園小学校 | 325冊 | 土棚小学校 | 300冊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 綾南小学校 | 425冊 | 寺尾小学校 | 350冊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画を上回って実行 | 理由 | 学校司書の配置、新聞の配架、図書担当教諭と学校司書の資質向上のための研修については、計画どおり実施することができました。また、学校図書館担当者会や学校司書連絡会議に市立図書館司書が参加することで双方の顔つなぎと情報交換が実施できたほか、次年度以降に実施予定であった市立図書館の学校支援貸出の配送システムの試験的運用を開始し、各校の市立図書館との連携が増えたと判断したため、「計画を上回って実行」と評価しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課題改善事項 | 一人一人の貸し出し冊数や学校図書館への来館者数は増加しており、学校図書館の存在は子どもたちの居場所として定着しています。しかしながら、増加率が緩やかになっており、学校支援貸出の配送システムを利用している学校にも偏りがあるため、どちらも利用する児童・生徒、学校と利用しない児童・生徒、学校の2極化が進んでいることが推察されます。読書に触れる機会の少ない児童・生徒が読書に親しんだり、学校支援貸出を利用する機会の少ない学校が利用しやすくなりするための取組を考えていく必要があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

施策の方向 1-3 グローバル化・情報化に対応した教育の推進

| 事業名 | 教育の情報化の充実 | | 区分 | 拡充 | 所管課 | 教育研究所 |
|-----------------|---|----|---|----|--|-------|
| 事業概要 | 情報活用能力を始めとしたこれからの時代を生きていく上で基盤となる子どもたちの資質・能力を育むため、研修等の実施により、教員のICT活用における指導力等の向上を図ります。 | | | | | |
| 実行計画の目標と実績(6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | | 実績 | |
| | ① 教育研究所研究員による授業モデルの提示 ② 教育の情報化推進のための研修の実施 ③ ICT活用における指導力向上のための教員研修の実施 ④ 教育の情報化実践事例集の作成 | | ① 公開授業：年4回 ② 教育の情報化研修会：年1回 ③ ICT活用に関する研修：1回 プログラミング教育に関する研修：1回 ④ 教育の情報化研究会：年5回 | | ① 公開授業：年1回 ② 教育の情報化研修会：年1回 ③ ICT活用に関する研修：1回 デジタルドリルに関する研修：2回 授業支援ツール等に関する研修：2回 ④ 教育の情報化研究会：年12回 教育の情報化実践事例集の作成 | |
| 実績・成果 | 今年度は小学校1校において、タブレット端末を活用した授業の実践を公開し、活用の普及に努めたほか、情報活用能力(情報モラルを含む)やICT活用に関する研修会を開催し、教員のICT活用における指導力等の向上を図りました。 | | | | | |
| | ①公開授業の実施(1回) ・小学校：綾西小学校3年生 図画工作科「えっへん! わたしが主人公です」 ②教育の情報化推進のための研修会(1回) 演題:「情報活用能力を育む情報モラル教育」 講師:塩田 真吾(静岡大学 准教授) ③ICT活用における指導力向上のための研修(5回) ・情報活用能力(情報モラル)研修 1回 演題:「GIGAワークブックの活用方法について」 講師:一ノ瀬 史子 氏(LINEみらい財団) ・デジタルドリルに関する研修 リクエスト研修 2回 ・授業支援ツール等に関する研修 リクエスト研修 2回 ④教員がタブレット端末からも参照可能な電子版「教育の情報化実践事例集」のための好事例を収集し、「あやせGIGAホーム」に掲載いたしました。 | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画どおり実行 | 理由 | 講師との日程調整や、研究員が所属している学校の事情により、公開授業を4回から1回に変更しました。一方で、教員研修は2回から5回、教育の情報化研究会は5回から12回と、当初の目標を上回る回数を実施したため、全体としては計画どおり実行できたと判断しました。公開授業の際は、授業だけでなく、その後の研究会まで各校の教員に参加していただくことができ、講師の講義も含めて、広く情報を共有することにつながりました。また、昨年度の反省を生かし、情報モラルについての研修を追加することで、本市における情報モラル教育の推進に資することができました。 | | | |
| 課題改善事項 | 昨年度の反省を生かし、情報モラル教育を含む情報活用能力についての研修を増やすことはできたものの、まだ充実には至っていない状況です。今後、より一層の効果的な活用と児童・生徒の情報活用能力の向上を図るために、ICT機器を活用することの良さを教員に伝えていく必要があります。次年度は本市のICTに関わる環境が大きく変化するため、それらに対応するための情報及び研修、サポート体制を整え、児童・生徒の情報活用能力の向上、及び教職員の情報リテラシーの向上に努めていく必要があります。 | | | | | |

施策の方向 1 - 3 グローバル化・情報化に対応した教育の推進

| 事業名 | 外国語（英語）教育の充実 | | 区分 | 新規 | 所管課 | 教育指導課 |
|-----------------|---|----|---|----|---|-------|
| 事業概要 | 国際社会に対応できる人材を育成するため、ALT（外国人講師）や小学校への専科教員の配置、教員の外国語指導力向上のための研修の実施等により、外国語教育の充実に取り組みます。 | | | | | |
| 実行計画の目標と実績（6年度） | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | | 実績 | |
| | ① 外国語教育推進に向けた教材研究のための情報交換等の実施 ② ALTの配置 ③ 教員の外国語指導力向上のための研修の実施 ④ 小学校への専科教員の配置 | | ① 外国語教育担当者会：年2回 ② 小学校全学年5～15h/年 ③ 外国語教育研修：小学校年1回 ④ 全小学校 2人 | | ① 外国語教育担当者会：年2回 ② 小学校全学年5～15h/年 ③ 外国語教育研修：小学校年1回 ④ 全小学校 5人 | |
| 実績・成果 | <p>外国語教育担当者会を年2回実施し、ALT等の配置や活用の工夫について協議しました。</p> <p>ALTについては、各クラスごとに年間、小学校1・2年生に5時間、3～6年生に15時間配置し、英語発音や国際理解教育の向上を図りました。また、中学生にもNET（ネイティブ・イングリッシュ・ティーチャー）を各クラスごとに年間、24時間配置し、コミュニケーションに特化した授業の充実を図りました。</p> <p>外国語教育研修は各小学校の実態に合わせ、研修を実施することで、実情に応じた外国語指導力の向上につながりました。専科教員を市内10校（綾瀬小・綾南小に1人、綾北小・北の台小に1人、綾西小・早園小に1人、落合小・土棚小・寺尾小に1人、天台小に1人）に配置することで、授業参観や研修を行い、職員間の英語教授法の共有にもつながりました。</p> | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画どおり実行 | 理由 | | | | |
| 課題改善事項 | <p>外国語教育のさらなる充実に向けて、教材研究のための情報交換や指導力向上のための研修等に積極的に専科教員を活用していく必要があります。</p> <p>次年度につきましては、全小学校で専科教員による専門的な指導とともに、小・中学校の系統的な指導ができるように情報交換を密に行います。また、英語専科教員（小学校）と英語科教員（中学校）がALT・NETと連携を図りながら、コミュニケーション力等を高めるための教材共有などができるようなイントラネットワークの活用を図る必要があります。</p> | | | | | |

基本方針3 支援教育の充実

施策の方向3-1 多様な教育的ニーズへの支援

| 事業名 | 外国につながるのある児童・生徒への支援 | | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|-----------------|---|----|--|--|-----|-------|
| 事業概要 | 外国につながるのある子どもたちへの日本語指導や生活指導、学習指導のため、国際教室を設置するとともに、日本語指導協力者の派遣や全小・中学校に導入している音声翻訳システム用タブレットの活用により、学校生活への適応を支援します。 | | | | | |
| 実行計画の目標と実績(5年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | 実績 | | |
| | ① 日本語指導や生活指導、学習指導のための国際教室の運営 ② 日本語指導・生活適応指導・教科指導等のための日本語指導協力者の派遣 ③ 外国につながる子どもたちの理解や日本語の指導技術向上のための教員向け研修会の実施 ④ 日本語指導巡回サポーターの派遣 | | ① 小学校5校、中学校1校 ② 対応言語：10か国語 ③ 年2回 ④ 国際非対応の学校：80時間 | ① 小学校7校、中学校1校 ② 対応言語：9か国語 ③ 年2回 ④ 190時間 | | |
| 実績・成果 | 小学校7校、中学校1校の計17名の担当者により、国際教室が運営され、外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導や学校生活への適応を図る指導を実施しました。 外国につながるのある児童・生徒への日本語指導や保護者との面談における通訳・お便り等の翻訳など、必要に応じて、日本語指導協力者を合計で1,444.5時間派遣しました。対応言語の減少は、児童・生徒のニーズによるものです。 国際教室担当者を対象に、日本語指導研修会及び国際理解教育研修会を各1回実施し、日本語指導や国際理解教育について理解を深めました。 また、初めて来日した児童・生徒に対して、日本語指導等を行い、学校生活に適応できるようにするための日本語指導巡回サポーターを190時間派遣しました。 | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画どおり実行 | 理由 | 来日直後の日本語指導を必要とするケースが増加し、日本語指導巡回サポーターの派遣が190時間と、目標より上回り、児童・生徒の円滑な学校生活のスタートを支援できたことから計画どおり実行としました。 | | | |
| 課題改善事項 | 外国につながるのある児童・生徒のうち、日本語指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあり（R3年度202人→R4年度240人→R5年度241人→R6年度273人）、言語の違いだけでなく、宗教や生活文化の違いも幅広くなっています。そのため、子どもたちのニーズも多様化していることから、国際教室の適切な運営や日本語指導協力者の派遣等、児童・生徒や保護者のニーズに対応できる体制・支援を拡充していく必要があります。また、日本語指導協力者の登録者数を増やしていくことやAI機器を導入するなどの方法で多様なニーズに対応していく必要があります。 | | | | | |

基本方針4 教職員の資質向上と教育指導環境の充実

施策の方向4-2 学校における働き方改革の推進

| 事業名 | 学校における働き方改革の推進 | | 区分 | 新規 | 所管課 | 学校教育課 教育総務課 教育研究所 |
|-------------------------|---|----|--|--|-----|-------------------------|
| 事業概要 | 教員の厳しい勤務実態を踏まえ、教員の負担軽減を図り、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、学校を支える人員体制の整備、校務支援システムの活用などにより、教員の長時間勤務を改善するとともに、教職員全体の労働安全衛生管理体制の充実に努めます。 | | | | | |
| 実行計画の 目標と実績 (6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | 実績 | | |
| | ① 市費学校事務嘱託員等の学校を支える人員の配置 ② 学校閉庁日の実施 ③ 留守番電話の運用 ④ 教職員の健康維持管理のための事業の実施 ⑤ 在勤状況調査の実施 | | ① 市費学校事務嘱託員：各校1人 県費スクール・サポート・スタッフ：各校1人 ② 夏季休業期間中概ね4日間 ③ 設定日：平日・長期休業期間の夜間 土日祝日 年末年始 学校閉庁日 ④ 健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 ⑤ 全小・中学校：年3回 | ① 市費学校事務嘱託員：各校1人 県費スクール・サポート・スタッフ：各校1人以上 ② 4日間（8月9日～15日） ③ 設定日：平日・長期休業期間の夜間 土日祝日 年末年始 学校閉庁日 ④ 健康診断：年1回 ストレスチェック：年1回 医師による面接指導：随時 衛生委員会設置（通年・綾瀬小） ⑤ 全小・中学校：年3回 | | |
| 実績・成果 | <p>全小・中学校に市費学校事務嘱託員及びスクール・サポート・スタッフを配置し、教職員の業務負担の軽減や授業準備の補助等を行いました。</p> <p>働き方改革の推進について、市ホームページに主な取組を掲載するとともに、広報あやせ8月1日号において学校閉庁日等の取組と働き方改革の必要性について掲載し、市民への周知を行いました。</p> <p>【内訳】 市費学校事務嘱託員：各校1人 スクール・サポート・スタッフ： 春日台中 1人 綾瀬小・寺尾小・綾瀬中・綾北中・城山中・北の台中 各2人 綾北小・綾西小・早園小・天台小・北の台小・落合小・土棚小 各3人 綾南小 4人 ※各学校に同じ配当任用時間が割り振られており、学校事情により任用人数や任用時数が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員健康診断を実施し、対象者586人のうち人間ドック受診者等を除く301人が受診しました。 ・ストレスチェック調査票（マークシート式）を実施し、対象者445人のうち442人が受診しました。 ・教職員の1か月平均時間外在校等時間については、令和5年度に比べ、令和6年度は約6%減（158分減）となっています。 | | | | | |
| 教育委員会の 評価 | 計画どおり実行 | 理由 | | | | |
| 課題 改善事項 | 働き方改革に係る取組について継続的に周知するとともに、出退勤管理システムの適正な運用による在校等時間の管理を徹底し、在勤状況報告から長時間勤務の状況を把握・精査することで、引き続き、教職員の意識の醸成を図っていく必要があります。 | | | | | |

基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向5-2 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進

| 事業名 | 学校施設再整備方針・長寿命化計画の推進 | | 区分 | 新規 | 所管課 | 教育総務課 |
|-----------------|--|----|---------------------------|----------------------------------|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちにとってより良い学習・生活環境を確保するため、「綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画」に基づき、学校施設の適切な維持管理及び改修等を進めます。 | | | | | |
| 実行計画の目標と実績(6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | 実績 | | |
| | ① 第2期短期計画策定に係る委員会等の開催 ② 第1期短期計画に基づく部分改修 | | ① 年1回以上 ② 綾瀬中特別教室棟の外壁等 | ① 策定見送り ② 綾瀬中特別教室棟外壁等の改修工事 6件 | | |
| 実績・成果 | 令和2年度に策定した綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画の第1期短期計画に基づく部分改修を計画どおり実施し、より良い学習・生活環境の確保に努めました。 第2期短期計画策定体制については、市域施設、地域施設、学校施設の一体的な検討が必要となり、令和6年度から見直しを始めている綾瀬市公共施設再編計画と連携を図り進めていくことから、要領等の策定を見送りました。 <第1期短期計画に基づいて実施した改修工事> ・綾瀬中学校特別教室棟外壁等改修工事 ・北の台中学校外壁改修工事 ・早園小学校受変電設備改修工事 ・天台小学校非常放送設備改修工事 ・城山中学校非常放送設備改修工事 ・綾西小学校空調設備機能復旧工事 | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画どおり実行 | 理由 | | | | |
| 課題改善事項 | 施設の老朽化が進むなか、子どもたちにとって安心・安全な学習・生活環境を確保していくことが課題であります。また、通学区域等の見直し状況を踏まえつつ、市域施設、地域施設、学校施設を一体的に検討しながら、効果的・効率的な建替えや改修を計画的に取り組む必要があります。 | | | | | |

施策の方向 5-3 学習環境の充実

| 事業名 | 学校 ICT 環境の充実 | | 区分 | 拡充 | 所管課 | 教育研究所 |
|-----------------|--|----|---|----|--|-------|
| 事業概要 | 学校における ICT 機器を活用した教育活動に資するため、サポート体制を充実するとともに、更新年度を迎え劣化が進む校務用機器、各教室のプロジェクター等の整備により、学校全体の ICT 環境の充実に努めます。 | | | | | |
| 実行計画の目標と実績(6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | | 実績 | |
| | ① ヘルプデスクの運用 ② 授業サポートや学校 ICT 機器運用支援のための ICT 支援員等の配置 ③ モバイルWi-Fi ルーターの貸与 ④ プロジェクターの更新 ⑤ 学習者用・教員授業用タブレット端末更新の検討 | | ① 平日 9 時～17 時 (繁忙期は18時) ② ICT 支援員：1 名 ICT 学習支援員：3 名 ③ 家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒 ④ R3 の年次計画で定める目標数 ⑤ ICT 活用推進委員会：6 回 | | ① 平日 9 時～17 時 (繁忙期は18時) ② ICT 支援員：1 名 ICT 学習支援員：5 名 (各校週 1 日) ICT 補助員：2 名 ③ 家庭のインターネット環境未整備の児童・生徒 ④ 全小・中学校：計306台 (令和5年度整備) ⑤ ICT 活用推進委員会：6 回 | |
| 実績・成果 | <p>ICT 支援員、ICT 学習支援員及び ICT 補助員を配置し、授業における ICT 機器の活用の支援を行ったほか、家庭におけるタブレット端末を活用したオンライン学習が可能となるよう、インターネット環境未整備の児童・生徒に対し、モバイルWi-Fi ルーターの貸与を行いました。</p> <p>【児童・生徒及び学校への貸与台数】 令和4年度 小学校100台 中学校37台 計137台 令和5年度 小学校 70台 中学校35台 計105台 令和6年度 小学校 58台 中学校24台 計 82台</p> <p>小学校のパソコン教室は、既存端末を継続利用出来るようにライセンスの更新を行い、中学校のパソコン教室は、機器更新を行いました(各校41台)。</p> <p>また、ICT 活用推進委員会において、学習者用・教員授業用タブレット端末の更新について検討を行い、ネットワーク負荷等を勘案し、現行のWindows端末からChromebookへ変更する事とし、AI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトも併せて令和7年度中に導入する事に決定しました。</p> <p>更に、令和7年度については、タブレット端末を一層活用するため、ネットワーク回線の増強(1GB→10GB)を行う事としたほか、ICT 学習支援員について、従前の入札での業者決定から、プロポーザルで業者を選定し、現状より一層 ICT 環境の充実に推進できる業者と契約する事としました。</p> | | | | | |
| 教育委員会の評価 | 計画を上回って実行 | 理由 | <p>小・中学校のパソコン教室の更新を行い、ICT 活用推進委員会で、次期タブレット端末の更新内容を決定したほか、令和7年度にネットワーク回線の増強、AI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトの導入、ICT 学習支援員の委託業者をプロポーザルで選定する事としたことから計画を上回って実行としました。</p> | | | |
| 課題改善事項 | <p>令和7年度にタブレット端末をChromebookへ変更する事及びAI型オンライン学習ドリル・授業支援ソフトを導入する事から、教職員への研修や導入前と導入後のフォローなど、サポート体制を充実する必要があります。</p> <p>また、今後、校務用パソコンの更新と併せて、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策(アクセス制御)等を行う必要があります。</p> | | | | | |

基本方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

施策の方向6-1 開かれた学校づくりの推進

| | | | | | | |
|-------------------------|---|----|--|-------|-----|----------------|
| 事業名 | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の 一体的推進 | | 区分 | 拡充 | 所管課 | 教育指導課 生涯学習課 |
| 事業概要 | 地域への小・中学校の基本情報の提供や授業・学校行事の公開、保護者や地域ボランティアの活用のほか、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校がイコールパートナーとして地域全体で子どもたちの成長を支える活動を推進します。 | | | | | |
| 実行計画の 目標と実績 (6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | 実績 | | |
| | ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた情報交換の実施 | | ① 関係部局間との連絡会： 年2回 | ① 年4回 | | |
| 実績・成果 | <p>あやせコミュニティ・スクール開始3年目の6年度は、市教育委員会（事務局）と生涯学習課（中央公民館）、各学校との連携を図るために、引き続き推進連絡協議会を年間4回開催し、学校運営協議会の進め方や地域学校協働活動との一体的推進に向けた協議及び情報交換を行いました。</p> <p>前年度より、各学校の学校運営協議会委員の人数が増加し、地域や保護者の声に耳を傾け、学校運営に参画していただく土壌づくりがさらに進んできました。</p> <p>各学校では熟議が深まるように、育てたい子ども像や各校の課題に合わせた部会を設けたり、学校運営協議会委員に学校の様子を知ってもらうために学校行事等の実施日に会議を開催したり、学校運営協議会の運営や開催方法を工夫しました。</p> <p>また、研修として年1回7月に、学校の担当者（学校運営協議会委員の代表総括教諭）と地域の学校運営協議会委員（希望者）を対象とした研修会を実施し、講師の講義から推進の具体や見通しについて御示唆いただきました。さらに、地域コーディネーター及び学校運営協議会委員（希望者）を対象として、年4回フォローアップ講習会及び情報交換会を開催し、各学校の地域学校協働活動の取組事例を共有し、情報交換をすることで、それぞれの学校の特色を生かしながら、市全体で推進していく意識を高めました。</p> <p>生涯学習課所管の地域コーディネーター作成の地域学校協働活動事業実績報告書（コーディネートレポート）を活用し、他校の推進状況を共有することで、各校における活動の推進につなげるとともに、次年度以降の参考となるようにしました。</p> | | | | | |
| 教育委員会の 評価 | 計画どおり実行 | 理由 | コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進については、推進連絡協議会を年4回開催できたことや、各学校の学校運営協議会が予定どおり実施され、研修会の実施、地域学校協働活動へとつながる活動例も増えてきたため、計画どおり実行としました。 | | | |
| 課題 改善事項 | <p>あやせコミュニティ・スクールを開始して3年が経過しましたが、まだ十分に地域住民や保護者、学校の教職員に趣旨を理解いただいているとは言えないため、引き続きチラシの配布やホームページ、指導訪問等を通して周知・啓発するとともに、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」というキーワードを用いてコミュニティ・スクールの目的を浸透させていく必要があります。</p> <p>また、市教育委員会は、各学校で学校運営協議会で熟議した内容が、地域学校協働活動へとつながるような好事例が増えるように学校の伴走支援に努めながら、さらに地域コーディネーターとの連携を図り、市内全体に共有されるよう、推進連絡協議会や研修、指導訪問を充実させていく必要があります。</p> | | | | | |

生涯学習推進プラン

基本方針 5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

施策の方向 5 - 1 家庭教育支援の充実

| 事業名 | 家庭教育支援の充実 | | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 教育指導課 |
|-------------------------|--|----|--|----|---|----------------|
| 事業概要 | 保育所、幼稚園、小・中学校、PTA連絡協議会等と連携し、家庭教育アドバイザーによる講座や講演の開催、あやせゼロの日運動・あやせ夜間ゼロ運動の普及・啓発等を実施することにより、家庭の教育力の向上と充実を目指します。 | | | | | |
| 実行計画の 目標と実績 (6年度) | 取組内容 | | 事業量 | | | |
| | | | 目標 | | 実績 | |
| | ① 地域家庭教育講座の開催 ② 家庭教育アドバイザー等による講演会の開催 ③ あやせゼロの日運動の普及と啓発 ④ あやせ夜間ゼロ運動の普及と啓発 ⑤ 団体等と連携した家庭教育に関する講座の開催 | | ① 随時（幼稚園保護者の会、小・中学校PTA） ② 年11回 ③ 随時、広報掲載：年6回、防災無線：年35回 ④ 随時 ⑤ 随時 | | ① 幼稚園保護者会5園、小・中学校PTA12校の計17か所で実施 ② 年11回開催 ③ セカンドブック等：672冊 ④ 配布、広報掲載：年12回 ⑤ 防災無線：年35回 ④ チラシ配布等 ⑤ 年3回開催 | |
| 実績・成果 | <p>・各幼稚園や各校PTAにおいて、保護者のニーズが高い内容をテーマにした地域家庭教育講座を17か所で開催（計346人参加）しました。また、すべてのPTAや幼稚園の保護者等を対象に家庭教育に関する講演会について、参加等の保護者の負担感が課題となっていました。共催相手の市PTA連絡協議会の企画委員会と密に協議をすることで、保護者の興味に即したテーマで講演会を開催（3回開催。計464人参加）でき、改善を図ることができました。</p> <p>・家庭教育アドバイザーを講師として、幼稚園の保護者やPTAを対象に講座を開催しました。また、課題となっていた子どものスマホ依存等については、全小学校の新入学児童説明会での同アドバイザーによる親子のコミュニケーションや家庭でのルール作りの重要性等の講話をとおして改善を図りました（計547人参加）。</p> <p>・あやせゼロの日運動の普及・啓発として、幼稚園の保護者やPTAの方が参加する講演会等において、同運動の説明やチラシを配布しました。また、家庭読書を推進するためのセカンドブック事業として、小学校1年生672人へ絵本等を配付しました。</p> | | | | | |
| 教育委員会の 評価 | 計画どおり実行 | 理由 | | | | |
| 課題 改善事項 | <p>より多くの市民に「あやせゼロの日運動」の趣旨を理解し実践していただけるよう、令和6年4月から正式名称の一部を変更するなどの改善を図ったところ、認知度は前回調査時から約13%低下し、59.4%でした。各家庭での運動の実施に向けて、まずは認知してもらうことが重要であるため、防災行政無線での放送や広報あやせへの掲載、新入学児童保護者説明会時の家庭教育アドバイザーによる本運動の説明等の取組を継続するほか、LINE配信等の新たな周知方法についても今後検討する必要があります。</p> <p>また、核家族化をはじめ、共働き世帯の一般化や、ひとり親世帯の増加など、家庭を取り巻く環境が大きく変化しているため、PTAや幼稚園保護者の会を対象とした事業については、引き続き保護者の負担を考慮して実施する必要があります。</p> | | | | | |

5 前期実行計画その他取組の 取組状況確認票

(重点取組等を除く 37 事業)

対象事業一覧（その他取組）

| 計画 | 基本方針 | 施策の方向 | 取組名 | 所管課 | 区分 | 頁 |
|------------------------------------|------|-------|------------------------------------|-------------|----|----|
| 学校教育推進プラン | | | | | | |
| 基本方針1 確かな学力を育む教育の推進 | | | | | | |
| 1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実 | | | | | | |
| | | | きめ細かな指導の推進 | 学校教育課 | 継続 | 46 |
| | | | 教員用教科書・指導書の整備 | 教育指導課 | 継続 | 46 |
| 1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進 | | | | | | |
| | | | 幼・保・小連携の推進 | 教育指導課 | 継続 | 46 |
| | | | 魅力ある学校づくりの推進 | 教育指導課 | 継続 | 47 |
| 基本方針2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 | | | | | | |
| 2-1 豊かな心の育成 | | | | | | |
| | | | 心の教育の推進 | 教育指導課 | 継続 | 48 |
| | | | 人権教育の推進 | 教育指導課 | 継続 | 48 |
| | | | 学級集団アセスメントの実施 | 教育研究所 | 継続 | 49 |
| 2-2 健やかな体の育成 | | | | | | |
| | | | 健康教育の充実 | 教育指導課 | 継続 | 49 |
| | | | 食育指導の推進 | 教育指導課/学校教育課 | 継続 | 49 |
| | | | 児童・生徒の健康管理 | 教育指導課/学校教育課 | 継続 | 50 |
| | | | 部活動の振興 | 教育指導課 | 継続 | 50 |
| 2-3 持続可能な世界を実現するための教育の推進 | | | | | | |
| | | | 環境問題への取組 | 教育指導課/教育研究所 | 継続 | 51 |
| 2-4 安全・安心な学校給食の提供 | | | | | | |
| | | | 安全・安心な学校給食の実施 | 学校教育課 | 継続 | 51 |
| 基本方針3 支援教育の充実 | | | | | | |
| 3-1 多様な教育的ニーズへの支援 | | | | | | |
| | | | 児童・生徒の就学支援の充実 | 教育指導課 | 継続 | 52 |
| | | | 介助員・看護介助員の配置 | 教育指導課 | 継続 | 52 |
| | | | ことばの教室（言語通級指導教室）の運営 | 教育指導課 | 継続 | 52 |
| | | | 学習支援者の派遣 | 教育指導課 | 継続 | 53 |
| 3-2 教育相談体制の充実 | | | | | | |
| | | | スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携 | 教育研究所 | 継続 | 53 |
| | | | 教育支援教室の訪問相談の実施 | 教育研究所 | 継続 | 54 |

| 計画 | 基本方針 | 施策の方向 | 取組名 | 所管課 | 区分 | 頁 |
|--------------------------------------|------|-------|------------------|-----------------------|----|----|
| 基本方針4 教職員の資質向上と教育指導環境の充実 | | | | | | |
| 4-1 教職員の研究・研修の充実 | | | | | | |
| | | | 教職員の研修の充実 | 学校教育課/教育指導課 /教育研究所 | 継続 | 55 |
| | | | 教職員の教育研究の推進 | 教育指導課/教育研究所 | 継続 | 55 |
| | | | 授業改善の推進 | 教育指導課 | 継続 | 56 |
| 基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実 | | | | | | |
| 5-1 児童・生徒の安全対策の推進 | | | | | | |
| | | | 児童・生徒の安全対策の充実 | 教育総務課/学校教育課 /教育指導課 | 継続 | 57 |
| | | | 宿泊行事への看護師等の配置 | 教育指導課 | 継続 | 57 |
| 5-3 学習環境の充実 | | | | | | |
| | | | 教材等消耗品・備品の購入 | 教育総務課 | 継続 | 57 |
| | | | 校務作業員の配置 | 教育総務課 | 継続 | 58 |
| | | | 学校環境衛生管理の徹底 | 教育総務課/教育指導課 | 継続 | 58 |
| | | | 就学等のための経済的支援 | 学校教育課 | 継続 | 58 |
| 基本方針6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実 | | | | | | |
| 6-1 開かれた学校づくりの推進 | | | | | | |
| | | | 学校評価の実施 | 教育指導課 | 継続 | 59 |
| | | | 学校開放の実施 | 教育総務課 | 継続 | 59 |
| 生涯学習推進プラン | | | | | | |
| 基本方針1 生涯学習活動の推進 | | | | | | |
| 1-1 ライフステージに応じた学習活動の支援 | | | | | | |
| | | | 生涯学習お届けバラ講座の実施 | 生涯学習課 | 継続 | 60 |
| | | | 成人への人権教育の推進 | 生涯学習課 | 継続 | 60 |
| 1-2 生涯学習活動を支える地域人材の育成 | | | | | | |
| | | | 生涯学習人材バンク制度の実施 | 生涯学習課 | 拡充 | 61 |
| | | | 地域婦人団体連絡協議会活動の支援 | 生涯学習課 | 継続 | 61 |
| 基本方針5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実 | | | | | | |
| 5-1 家庭教育支援の充実 | | | | | | |
| | | | P T A 連絡協議会活動の支援 | 生涯学習課 | 継続 | 62 |
| 5-2 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進 | | | | | | |
| | | | 地域学校協働活動の推進 | 生涯学習課/教育指導課 | 拡充 | 62 |
| | | | 学校開放の実施 | 生涯学習課/教育総務課 | 継続 | 62 |

学校教育推進プラン

基本方針 1 確かな学力を育む教育の推進

施策の方向 1-1 一人一人の子どもに向き合うきめ細かな指導の充実

| 事業名 | きめ細かな指導の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 学校教育課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | きめ細かな指導ができるよう、非常勤講師を配置し、小学校4年生までの少人数学級（35人以下学級）や小・中学校における少人数指導を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>非常勤講師を配置し、小・中学校において少人数指導を実施しました。</p> <p>①小学校における少人数指導の実施 少人数指導を実施するにあたって、県費少人数指導教員が少人数学級を担当することにより不足する少人数指導担当教員分を補充するための非常勤講師を4人配置しました。 【内訳】 綾北小・綾西小・綾南小・土棚小 各1人 ※小学校4年生までの少人数学級（35人以下学級）の実施については、国の法改正により、令和7年度までの5年間で、段階的に小学校全学年で実施されることになったことに伴い、令和5年度から市による非常勤講師の配置を廃止しました。</p> <p>②中学校における少人数指導（英語・数学）の実施 全学年を通して、英語と数学において少人数指導を実施するための非常勤講師を17人配置しました。 【内訳】 綾瀬中・綾北中 各4人 城山中・北の台中・春日台中 各3人</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 非常勤講師の指導力について、継続配置となる講師は問題ないと考えられますが、新規の採用にあたっては適切な人材確保をする必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 教員用教科書・指導書の整備 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 教員の指導力の向上を図り、より良い授業を行うことができるよう、教員用教科書・指導者用デジタル教科書・指導書を整備します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>学級・教員の増、特別支援学級・少人数学級の変更等による不足分の小・中学校教員用教科書・指導書等の必要数を調査し、再配置又は購入をしました。併せて、中学校教科書の改訂に伴う教員用教科書・指導書・指導者用デジタル教科書の購入を行いました。</p> <p>①小学校：教科用図書（☆本・一般図書含む）288冊、指導書47冊 ②中学校：教科用図書（☆本・一般図書含む）950冊、指導書435冊、デジタル教科書（国語、保体、英語）各校7ライセンス</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 教育委員会で定めた購入基準だけではなく、学校における教科用図書・指導書の実態を聞き取り、実態を考慮しながら購入を進めていく必要があります。 | | | | |

施策の方向 1-2 学びの系統性・連続性を踏まえた教育の推進

| 事業名 | 幼・保・小連携の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・小学校間の連携を進めるとともに、小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施等により、子どもたちの円滑な学校生活に向けた就学前からの継続的な支援を行います。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>就学相談員が園を訪問し、就学児童についての情報共有を行いました。小学校新入学児童へのスタートカリキュラムを実施し、幼児教育と小学校教育をつなぐ取組を行いました。</p> <p>①就学相談員訪問 就学相談をした家庭に新1年生連携シートを配付し、必要に応じて学校へ情報提供しました。</p> <p>②小学校新入学児童へのスタートカリキュラムの実施 学校生活への適応が図られるよう、入学直後の子どもの生活リズムに合わせた学習活動の配列や生活科を中心とした教科横断的な指導等の工夫を行いました。</p> | | | | |
| 課題改善事項 | さまざまな課題や不安を抱えている幼児や保護者が増加傾向にあります。充実した学校生活が送れるよう、きめ細かな相談体制を継続していくため、相談支援チーム会議・就学指導委員会等を通じて、幼稚園、保育園、こども家庭センター等、関連機関との連携を引き続き強化し、学校へつなげていく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 魅力ある学校づくりの推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|------------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組めるように、総合的な学習の時間、児童・生徒指導、人権教育、キャリア教育、進路指導など、各校の実態を踏まえた魅力ある学校づくりを推進します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>魅力ある学校づくり事業を実施した学校に対して補助金を交付しました。 また、子どもたちが意欲を持って学校生活や学習に取り組める魅力ある学校づくりのため、学校への指導訪問や研修を行いました。</p> <p>①魅力ある学校づくりの推進のための補助金の交付 100,000円を基本額として補助金交付 対象：全小・中学校、補助金交付額：1,970,000円</p> <p>②指導訪問や管理職研修等を通じた学校への指導助言や啓発活動 指導訪問時に国、県からの最新情報の提供や教職員研修での講師による講義・演習を実施</p> | | | | |
| 課題 改善事項 | <p>魅力ある学校づくりには、指導訪問や研修による指導助言や啓発が重要であるため、指導訪問や校内研究での指導・助言等の学校現場を訪問する機会を確保するとともに、研修内容が教員の担当やキャリアステージに合ったものかなどを十分に検討して開催していく必要があります。</p> <p>また、各学校が目指している学校教育目標の達成に向けて、カリキュラムマネジメントの視点等も示しながら、継続的に適切な支援をしていく必要があります。</p> | | | | |

基本方針 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

施策の方向 2-1 豊かな心の育成

| 事業名 | 心の教育の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳の教科化を踏まえながら、地域に根ざした道徳自作資料集を活用した道徳の授業を充実するとともに、教員や保護者・地域を対象に道徳の授業を公開するなど、家庭・地域との連携を図ります。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するとともに、より充実を目指し別業を作成しました。</p> <p>また、「特別の教科 道徳」の授業を広く公開するとともに、学校・家庭・地域の関係者から構成されている心の教育推進協議会を開催し、関係機関との連携を図りました。</p> <p>①各学校の道徳教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援 道徳教育に係る全体計画及び年間計画の改善への助言・支援：各小・中学校 心の教育推進協議会の開催 年2回</p> <p>③道徳授業公開の企画・運営 「特別の教科 道徳」の公開：綾南小学校、天台小学校、城山中学校の全クラス 心の教育推進協議会委員(地域住民等)参加者(令和6年度) 綾南小学校4人、天台小学校3人、城山中学校2人</p> <p>④道徳教育担当者会等を通じた教員の道徳教育における資質向上 年1回</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 教科書を主たる教材としながら、人間としての在り方や生き方の礎となるよう、自己の生き方を考え議論する道徳の授業を継続して研究していく必要があります。 心の教育推進協議会については、家庭・地域・学校及び行政の密接な連携が必要であり、児童・生徒の健全育成に関する教育課題について、今後も市全体で心の教育を推進する必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 人権教育の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 人権教育を推進するため、学校が人権教育全体計画や年間指導計画を改善する際の支援を行うとともに、人権に関する研修会を通して、教職員の人権に関する知識・感覚の向上を図ります。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>人権教育担当者会を開催し、人権教育を充実・推進させるための校内体制づくりに資するため、各校の取組について情報交換を行うとともに、人権教育の全体計画や年間指導計画の改善、また日常的な指導の重要性について指導・助言を行いました。</p> <p>人権教育研修会では、外部講師として、認定NPO法人全国こども食堂支援センター むすびえ 理事 渋谷 雅人 氏にこども食堂の理念や活動をお話しいただく中で、人権教育の現状と課題について理解を深め、校内における人権教育の推進に役立て、教職員の人権感覚を磨くことにつなげることができました。</p> <p>①各学校の人権教育全体計画や年間指導計画の改善への助言・支援 人権教育に係る全体計画及び年間計画の改善への助言・支援：各小・中学校</p> <p>②人権教育担当者会や人権教育研修会の実施 年2回</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 人権教育の推進については、学校の人権教育の基本方針や年間計画の構築を継続的に図っていく必要があります。各校の人権教育担当者による会議を開催し、取組の実情を把握するとともに、全体計画の策定等、人権教育の一層の充実を図っていくため引き続き支援していく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 学級集団アセスメントの実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育研究所 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 学級集団の改善と個の支援のために、小学校6年生と中学校1年生の全学級で学級集団アセスメントを実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>市内全小・中学校の全学級を対象に、学級集団アセスメント（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施を促しました。</p> <p>実施前に夏の綾瀬市研究員研究発表大会にて、全教職員へ向けて対面で、取り組み方を丁寧に説明したことで、実施概要の理解を深めた上で実施することができ、児童・生徒と共に、学級の課題を確認し、学級で取り組めることや、個人で取り組めること等を確認し、実践することで、学級や学年経営において客観的な分析を行えると共に、児童・生徒が主体的に課題解決に取り組むことができました。</p> <p>①学級集団アセスメントの実施 全小・中学校がいつでも、どの学年でも実施することができる。</p> <p>②分析結果を踏まえた各校の改善策・実施結果の取りまとめと学級・個人の変容の確認 各クラス担任による活用シートと実施報告書の作成：年2回</p> <p>③全教職員を対象とした対面での、取り組み方、結果の見取り・分析等のための説明会の開催</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 令和6年度より教育研究所で実施する無料の学級力アンケートに変更となったため、綾瀬市研究員研究発表大会で、全教職員に向けて、対面型でアンケート実施方法等の周知を行うことができたが、無料で取り組めることで、アンケート実施の強制力が弱くなったため、再度、周知や実施の促しを行う必要がある。 | | | | |

施策の方向2-2 健やかな体の育成

| 事業名 | 健康教育の充実 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちの健康な生活や体力向上の推進を図るため、「体力向上」「新体力テストの実施と結果の活用」「健康な生活」の三つの視点で、運動や食育等の指導を進めます。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>学校における健康・体力づくりに係る課題について、児童・生徒の健康な生活や体力向上の推進につながるよう指導・助言等を行いました。</p> <p>①健康教育研修会の実施 年1回</p> <p>②学校における健康教育実践計画の作成と具体的な取組への支援 健康教育実践計画の実践に係る支援：全小・中学校</p> <p>③新体力テストの結果を活用した体育科・保健体育科の授業改善への支援 体力の維持向上のための授業改善の視点等の情報提供</p> <p>④保健の学習に関する授業改善への支援 感染症拡大防止のための活動制約がもたらした心身への影響なども考慮した取組に関する指導・助言等</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 新型コロナウイルス感染症が5類相当となり、通常教育活動が戻ってはいますが、活動の制約が心身へ与えた影響は依然としてあることも考えながら、教育活動に取り組みなければならないことから、引き続き教育活動の方法等について指導・助言していく必要があります。健康という観点においては、引き続き体育・食育・保健の分野で連携しながら指導に努めるよう支援していく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 食育指導の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 学校教育課 |
|--------|--|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 子どもたちの健康的な食生活習慣を形成するため、学校における「食に関する指導に係る全体計画」作成の支援のほか、栄養教諭・栄養職員が小・中学校を訪問し、食育指導を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>学校における食に関する指導に係る全体計画の作成における指導・助言を行ったほか、食育推進者連絡会を実施し、各校の取組報告を行いました。</p> <p>また、給食時間や学級活動等の時間を利用して、食に関する指導を実施しました。</p> <p>①学校における食に関する指導に係る全体計画の作成への支援 食に関する指導の推進と全体計画の作成における指導・助言：全小・中学校</p> <p>②食育推進者連絡会の実施 年2回</p> <p>③栄養教諭や栄養職員の学校への訪問による食育指導の実施 小学校1・2・5年生の各クラス：全小学校 中学校1～3年生の各校2クラス：全中学校</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 栄養教諭と学校によるネットワークの構築を図るとともに、食育についての推進を担当者を中心にさらに進めていく必要があります。食に関する資質・能力の育成を図るためにも、継続した指導・助言をする必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 児童・生徒の健康管理 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 学校教育課 |
|------------|--|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 子どもたちの健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施します。また、翌年度に小学校へ就学予定の子どもが円滑な小学校生活を送ることができるよう、就学時健康診断と教育相談を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>学校保健安全法に基づき、児童・生徒の健康診断を実施しました。 また、10月から11月にかけて、翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断及び教育相談を実施しました。</p> <p>①児童・生徒への定期健康診断の実施 対象：内科・歯科（全学年）、耳鼻科・眼科（1年生） ②翌年度就学予定の子どもへの就学時健康診断、教育相談の実施 対象：内科・歯科（各学校で実施）、視力・聴力（各家庭で実施）</p> | | | | |
| 課題 改善事項 | <p>児童・生徒の定期健康診断実施においては、学校保健安全法に基づき6月末までに定期健康診断を実施する必要があり、限られた時間の中で、各学校及び学校医の日程を調整する必要があります。 また、就学時健康診断においては、従事する職員を増員し、円滑な事業実施及び学校の負担軽減を図りました。引き続き、各学校との情報共有や打合せを綿密に実施し、各学校の状況に応じた対応を行う必要があります。</p> | | | | |

| 事業名 | 部活動の振興 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|------------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 各中学校において、「綾瀬市中学校部活動方針」を踏まえた部活動の基本方針を作成するとともに、専門的な指導ができる部活動指導顧問・部活動指導協力者の派遣や関東・全国大会出場時の費用の補助等により、学校教育の一環である部活動の適切な実施を支援します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>地域移行を見据え、令和5年3月に「綾瀬市中学校部活動方針」の改訂を行い、それをもとに、各中学校において部活動の方針を作成しました。また、部活動のこれからのあり方を研究する部活動推進協議会において、研究を進めることができました。</p> <p>①各中学校における部活動の基本方針の作成 : 年1回 ②部活動指導顧問や部活動指導協力者の派遣 : 部活動指導顧問6名、部活動指導協力者56名 ③関東・全国大会出場時の交通費・宿泊費の補助 : 2団体、個人2人 ④綾瀬市中学校部活動振興会との協働による中学校部活動だよりの発行 : 年3部発行 ⑤部活動の地域移行に向けての取組 : 部活動推進協議会の実施 年5回、 モデル事業の実施 4 専門部、アンケート（教員、児童、保護者）の実施、 リーフレットの配付、地域指導者養成講習の実施、児童・保護者説明会の実施、 地域クラブ指導顧問（1名）、地域クラブ指導士（11名）、 地域クラブコーディネーター（2名）の派遣・配置</p> | | | | |
| 課題 改善事項 | <p>国の動向を踏まえて、本市の子どもにとってよりよい部活動のあり方と指導にかかわる教員の働き方改革について研究していく必要があります。</p> | | | | |

施策の方向2-3 持続可能な世界を実現するための教育の推進

| 事業名 | 環境問題への取組 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 教育研究所 |
|--------|---|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題に対する啓発と実践力の向上を図ります。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>SDGsは広範囲にわたるため、様々な教育活動と一体的に推進していく必要があることから、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動の様々な場面において、環境問題等に対する啓発を行いました。</p> <p>また、総合的な学習の時間などでの環境学習において活用されている「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ」の次期改訂に向け、教育研究所研究員による研究会において、環境教育の研究を進めました。</p> <p>①学校への環境問題に関する情報提供 ・緑化運動や環境教育の支援事業や全国大会の情報提供</p> <p>②「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ」の発行・改訂 ・市内の環境保全課を筆頭に、環境についての最新の取組を含めて講義を聞き、環境学習ハンドブックに取り入れる内容について検討しました。 ・「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ」作成の初版から携わっている講師を招いて、初版の成り立ちから、生き物の大切さをはじめ、自然の良さについて学び直しました。 ・「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ」次期改訂に向けた研究会の開催 11回</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>SDGsの達成に向けた取組は、食育教育や健康教育を始め、教育活動のあらゆる場面で既に実践されているものが多くありますが、個々の教育活動とSDGsの関連について、教員の理解が十分とは言えないことから、教員の理解促進に取り組む必要があります。</p> <p>また、「綾瀬市環境学習ハンドブックかわせみ」については、最新の情報を掲載させ、情報処理能力のことも触れられるように、グラフやデータの活用の仕方について追記を行いました。授業での活用を進めるとともに、学校や地域における環境教育プログラムにおいて活用されるものとなるよう、環境教育の実践に向けた研究を行い次期改訂作業に向けて、時代の変化を見据えながら内容の検討を進める必要があります。</p> | | | | |

施策の方向2-4 安全・安心な学校給食の提供

| 事業名 | 安全・安心な学校給食の実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 学校教育課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちの心身の健全な発達に資するため、給食施設の適正な維持管理や調理場・調理従事者の衛生管理の徹底のほか、給食食材への地場産物の使用等により、安全・安心な給食を提供します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>安全・安心な学校給食を提供しました。また、給食施設の適正な維持管理に努めたほか、衛生管理を徹底しました。</p> <p>①学校給食の提供（全小・中学校） 給食提供状況 小学校 190回/年、中学校 190回/年 調理数 小学校 平均4,700食/日、中学校 平均2,500食/日 延べ約1,346,000食</p> <p>②学校給食用各種物品・備品の計画的な更新 コンテナ：4台、配膳台：50台、連続フライヤー：1台</p> <p>③学校給食衛生管理基準による衛生管理の実施 腸内細菌検査 22回/年（職員、配膳員、校務作業員） 学校給食用食品検査：年2回（6月・10月）</p> <p>④衛生管理講習会の実施 7月開催（配膳員、調理委託業者、配送委託業者）</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 設備更新、施設改修については、公共施設マネジメント基本方針等により検討していく必要があります。 | | | | |

基本方針3 支援教育の充実

施策の方向3-1 多様な教育的ニーズへの支援

| 事業名 | 児童・生徒の就学支援の充実 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 就学指導相談員による就学相談や関係機関との連携、就学指導委員会の開催等、就学前からの包括的な支援により、多様化する教育上配慮を必要とする子どもたちの適切な就学を支援します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>就学指導相談員による就学相談や関係機関との連絡会議等を実施しました。また、児童・生徒と保護者と連携を密にすることで、不安を解消し、就学指導委員会を通して、専門的な意見を鑑み、児童・生徒にとって適切な就学先を措置しました。</p> <p>①就学指導相談員による就学相談 電話相談・面談及び学校や幼稚園、保育園への巡回相談：1,446回</p> <p>②関係機関との連携会議等の開催 綾瀬市相談支援チーム会議全体会2回 支援連携部会2回 巡回相談部会2回</p> <p>③就学指導委員会の開催 就学指導委員会の開催：年5回 措置者数：83名（委員長決裁及び書類審議を含む）</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 特別支援学級を希望する児童・生徒が年々増加しており、障がいの状態も多様化、複雑化しています。このことから就学や転籍・転学については、本人の特性に応じたより良い学びの環境形成のために、保護者、学校及び教育委員会が丁寧に対応していく必要があります。また、慎重な決定をする必要があるため、保護者や教員に対しての周知を図り、適切な助言のもと、理解を促す必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 介助員・看護介助員の配置 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちが状況に応じた合理的配慮を受けられるよう、特別支援学級に介助員・看護介助員を配置します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>児童・生徒一人一人のニーズに寄り添い、小・中学校へ介助員及び看護介助員の配置を行いました。</p> <p>①特別支援学級への介助員・看護介助員の配置 介助員の配置：53人（小学校10校、中学校5校）（R7.3.31現在） 看護介助員の配置：11人（小学校6校、中学校1校）（R7.3.31現在）</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 障がいの状況に応じて適切な支援ができるように、研修等を通じて介助員のスキルや資質の更なる向上を図る必要があります。加えて、医療的ケアが必要な児童・生徒の状況を的確に把握し、緊急的な措置に対応できるように看護介助員を継続して配置していく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | ことばの教室（言語通級指導教室）の運営 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 言語に困り感のある児童が、通常の学級に在籍しながら聞き取りや発声・発音・話し方の練習ができるよう、ことばの教室を設置し、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>言語障害（構音障害、吃音、緘黙等）やコミュニケーションに課題がある児童に対し、適切な指導を行い、児童の抱える課題や困り感を改善し、自己肯定感の向上等が見られました。また、次年度の入級に向けての相談をはじめ、説明会や見学会を開催しました。</p> <p>①ことばの教室の設置（綾瀬小・綾北小・天台小・落合小） 入室児童数：146人</p> <p>②入級前の見学会や相談会の開催 指導主事・就学指導相談員による直接相談・電話相談、言語通級指導に関する説明や見学会への同行等</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 対象児童の教育的ニーズに対応するには、特別な知識とスキルが求められることから、担当者のスキルアップを図るための研修を継続していく必要があります。併せて、まなびの教室（情緒通級指導教室）の開級に伴い、学びの場についての適切な判断等、通級指導教室の担当者同士の連携を図る必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 学習支援者の派遣 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 教育上配慮を必要とする子どもたちの学習や学校生活への適応を支援するため、児童・生徒数や学校の状況に応じて学習支援者を派遣します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>増加傾向にある発達障害等を含む支援が必要な児童・生徒に対応するため、学習支援者の派遣を行いました。配置にあたっては、「学習面において個別に対応が必要な児童・生徒への支援」といった課題に対応するため、学習支援者を追加するなど、学校の状況に応じて学習支援者の配置を行いました。</p> <p>①児童・生徒数や学校の状況に応じた学習支援者の配置状況 原則各小学校2名・各中学校1名を配置 大規模校（綾瀬小学校、綾西小学校、綾瀬中学校、綾北中学校）に対しては1名を追加配置</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>発達障害等を含む支援が必要な児童・生徒が増加傾向であるため、今後も支援が必要な児童・生徒に対してきめ細かな指導をするために、継続して配置する必要があります。併せて、学校から年度途中で派遣の依頼があった場合には、予算の範囲内にはなりますが、速やかに追加の学習支援者を派遣できるよう、人材確保をしておく必要があります。</p> <p>また、様々な児童・生徒への対応を行うため、支援教育やインクルーシブ教育等の知識を得られるような学習支援者への研修を充実させる必要があります。</p> | | | | |

施策の方向3-2 教育相談体制の充実

| 事業名 | スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの効果的な活用と連携 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育研究所 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 臨床心理士等の資格を持つ相談員をスクールカウンセラーとして全小学校に派遣します。また、子どもたちが抱える生活環境の課題解決に向けて、関係機関との連携を強化するため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを全小・中学校へ派遣します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>全小学校にスクールカウンセラー（SC）を派遣し、教育研究所配置のSCと連携を図りながら相談に対応しました。</p> <p>また、県派遣と併せて市のスクールソーシャルワーカー（SSW）を全中学校及び教育研究所に配置し、関係機関と連携しながら相談に対応しました。</p> <p>①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣 SC 小学校：週1～3回 相談件数：11,598件（R5 5,792件） 【参考】県派遣SC 中学校：週1回（大規模校2校：週2回） SSW 中学校 大規模校2校：週2回 小学校 教育研究所：週5回（全小学校への派遣型） 相談件数：3,384件（R5 1,877件） 【参考】県派遣SSW 中学校3校：週1回</p> <p>②スクールカウンセラーの相談実績の評価 SCとの個別面談 年1回</p> <p>③スクールソーシャルワーカーと学校間の連絡調整 各中学校区の小学校への派遣：学校からの要望を受け、随時派遣</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>子どもたちが抱える課題は複雑化・多様化しており、学校外の関係機関やスクールカウンセラー等の専門職等による支援や連携・協働がより一層必要となっていることから、令和7年度より、スクールカウンセラーの配置日数の予算要望を計上しながら、児童・生徒や保護者のニーズに迅速にこたえ、教職員との連携を密に図れるように検討していきます。</p> | | | | |

| 事業名 | 教育支援教室の訪問相談の実施 | | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育研究所 |
|--------|--|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 登校困難な子どもたちの集団生活への適応力を高め、社会的自立を支援するため、訪問相談を実施します。 | | | | | |
| 実績・成果 | <p>教育支援教室に教育相談員を配置し、通室できない児童・生徒と保護者に対する家庭訪問や学校訪問等を行い、相談やカウンセリングを実施しました。</p> <p>また、通室児童・生徒の在籍する学校へ訪問し、不登校児童・生徒に対する情報や指導方針を共有し、支援策に関する協議等を行いました。</p> <p>①教育支援教室への教育相談員（一般相談員・心理相談員）の配置 一般相談員：5名、心理相談員：1名</p> <p>②子どもたちの実態に応じた教育相談員による訪問相談の実施 訪問：510件（R5：355回）、そのうち学校訪問：324件（R5：273回）</p> <p>③前年度相談実績の評価 教育相談員との個別面談 年1回□</p> | | | | | |
| 課題改善事項 | 不登校児童・生徒数の増加傾向が続いていることから、各学校との連携を密にし、不登校傾向のある児童・生徒に対する支援策を協議するなど、早期の対応により不登校の未然防止に努めるとともに、教育支援教室に通室している不登校児童・生徒数の割合は、不登校児童・生徒数全体の1割程度にとどまっており、学校に登校できず、どこの相談機関にもつながっていない子どもたちへの支援についても課題となっていることから、訪問相談を充実していく必要があります。 | | | | | |

基本方針4 教職員の資質向上と教育指導環境の充実

施策の方向4-1 教職員の研究・研修の充実

| 事業名 | 教職員の研修の充実 | 区分 | 継続 | 所管課 | 学校教育課 教育指導課 教育研究所 |
|--------|--|----|----|-----|-------------------------|
| 事業概要 | 教育における様々な課題を適切に解決する力を持つ教職員を育成するため、教職員の資質・能力を高める研修や学校現場のニーズに合った希望研修等を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>教職員の資質や能力の向上を図るため、教職員のキャリアステージに応じた研修を実施しました。また、県費負担事務職員に対し事務の専門知識の向上を図るため、研修会を実施しました。</p> <p>①教育課題研修講座の実施 7回 ②支援研修講座（授業力向上・教育の情報化・教育相談）の実施 授業力向上 31回（受講者：106人） 教育の情報化 4回（受講者：18人） 教育相談 3回（受講者：9人） ③経営研修の実施 5回（県外研修は1回とする） 校長、教頭、新任教頭、総括教諭等、県外学校運営 ④指導研修の実施 22回 初任者教員研修会（5回）、1年経験者研修会（1回）、 教科指導力向上研修会（全体を通して1回）、英語指導力向上研修会（各校1回以上）、 日本語指導研修会（1回）、支援教育研修会（1回）、児童・生徒指導研修会（1回）、 人権教育研修会（1回）、救急対応研修会（各校1回）、道徳教育研修会（3回）、 健康教育研修会（1回）、国際理解教育研修会（1回）、ことばの教室研修会（1回）、 防災教育研修会（1回）、あやせコミュニティ・スクール研修会（1回）、まなびの教室研修会（1回） ⑤専門研修の実施 事務職員研修会（1回）</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>様々な教育上の諸課題を解決する能力や、専門性を高めるための効果的な研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、新任の管理職やミドルリーダーの総括教諭等に対する研修や、急増する経験の浅い教職員への研修の充実を図る必要があります。</p> <p>また、教育課題研修講座等の希望研修については、講師の要望や研修の内容により対面とオンラインの使い分けをして開催するなど、教員が受講しやすく積極的に参加できるような方法での実施を進めており、今後も各研修に適した方法による開催を進めていきます。</p> | | | | |

| 事業名 | 教職員の教育研究の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 教育研究所 |
|--------|--|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 今日の教育課題を踏まえた教職員の自主的な研究や、専門的な知識を有する大学教授等からの指導による研究を推進し、本市の教育を担う教職員の資質の向上を図ります。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>今日の教育課題を解決するために、教育課題研究校として指定した小学校2校、中学校1校が、設定したテーマに向けた研究を推進するための支援を行いました。</p> <p>また、研究員研究発表大会については、オーエンス文化会館大ホールを会場として開催しました。</p> <p>①研究会の実施 ・5つの研究会（心を伸ばす特別活動、思考と表現を深める発問、資料、教育調査、教育の情報化研究）において、社会の動向や本市の実情を踏まえた教育調査・研究を進めました。 ・教育の情報化研究、思考と表現を深める発問研究、心を伸ばす特別活動研究において、それぞれ1回の公開授業を実施しました。</p> <p>②教育課題研究の実施 ・教育課題研究推進校として、綾西小学校、綾南小学校、北の台中学校をモデル校として指定し、1年間の取組に関する実践報告書を作成しました。</p> <p>③研究発表大会の実施 【発表】資料研究社会科資料グループ／教育課題研究 児童・生徒理解／学級経営 【講演】演題 「みなさんに伝えたい『ことば』」 講師 大阪市立大空小学校 初代校長 木村 泰子 氏</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>研究の成果が現場の教員に共有されないことが課題となっていることから、研究成果の広報活動等により、周知を行っていく必要があります。</p> <p>各校の取組を情報共有しながら、さらなる校内の研修体制を構築することが必要です。学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められる中、教職員の資質向上を図るための研修を継続して行い実践力を高めていきます。</p> <p>教育課題研究推進校における研究成果については、報告書の作成だけでなく取組の事前周知や実践結果の内容を共有する必要があります。</p> | | | | |

| 事業名 | 授業改善の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 授業改善をテーマとする校内研究の充実を図るため、専門的な知識を有する大学教授等を学校へ派遣します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>全小・中学校において授業改善についての専門的な知識を有する大学教授等から指導・助言を受けました。</p> <p>また、校内研究や教育委員会の指導訪問時に、学習指導要領で示されている授業改善の視点や最新の国の施策等について指導主事より指導・助言を行いました。併せて、本市の授業づくりの重点としている「めあて（目標）と振り返り」の充実について、綾瀬市型小中一貫教育と関連させながら周知しました。</p> <p>①校内研究への大学教授等の派遣 全小・中学校</p> <p>②指導主事の訪問による授業改善に向けた指導・助言の実施 校内研究や教育委員会の指導訪問時に授業改善に向けた指導・助言：全小・中学校</p> <p>③指定研究推進校・教育課題研究校への支援や活動振興補助金の交付 担当指導主事による研究への指導・助言 補助金の交付：750,000円</p> <p>④校内研究担当者会の開催による各学校の研究内容の共有 校内研究担当者会の開催：1回（5月） 各校の校内研究の推進及び方法に関する協議・情報共有</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>教員が、学習指導要領に示されている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行うとともに、国が示す教育施策について理解できるよう、引き続き指導主事が指導訪問や校内研究会において学習指導要領の趣旨を踏まえた指導・助言を継続的にしていく必要があります。</p> <p>また、各学校が児童・生徒に身に付けさせるべき資質・能力を明確にし、組織的な授業改善として校内研究を充実させるとともに、校内研究担当者会等で各校の成果を協議・共有し、自校の授業改善に生かしていく必要があります。</p> | | | | |

基本方針5 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

施策の方向5-1 児童・生徒の安全対策の推進

| 事業名 | 児童・生徒の安全対策の充実 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育総務課 学校教育課 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------------------------|
| 事業概要 | 子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるよう、防犯カメラの設置や関係機関等との連携による通学路の合同点検、巡視等、通学路や学校敷地内の防犯・安全対策を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策や、安全パトロール車による巡視、防犯情報のメール配信等の通学路における防犯対策を実施しました。</p> <p>また、「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策や、校務作業員による校内巡視、PTA・地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り、AEDの毎月の定期点検や電極パットの交換等の安全対策を実施しました。</p> <p>①防犯カメラの設置、緊急事案発生時連絡用携帯電話の配備等の学校敷地内における防犯対策の実施 防犯カメラの設置：全小・中学校</p> <p>②AEDの設置 全小・中学校職員室に1台設置</p> <p>③安全パトロール車による巡視や防犯情報のメール配信等の通学路における防犯対策の実施 防犯情報のメール配信：年25件</p> <p>④「綾瀬市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全対策の実施 通学路合同点検の実施：中学校2校（5箇所）</p> <p>⑤校務作業員による校内巡視やPTA・地域の協力による小学校登下校時の児童の見守り 校務作業員による校内巡視：平日毎日実施</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>防犯カメラは平成26年度に設置してから9年が経過し、経年劣化による故障が増えています。適切な維持管理を行うとともに、設置台数についても検討を行い、防犯カメラの更新を計画していく必要があります。</p> <p>また、子どもたちの心肺停止など緊急時への備えとして支障がないよう、AEDの毎月の定期点検や電極パットの交換など、引き続き行っていく必要があります。</p> | | | | |

| 事業名 | 宿泊行事への看護師等の配置 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 宿泊行事期間中の子どもたちの健康管理、安全対策を図るため、修学旅行等に看護師・介助員を配置します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>全小・中学校に延べ27人の看護師、47人の介助員を配置しました。</p> <p>①修学旅行等の宿泊行事への看護師・介助員の配置 【看護師】小学校：野外活動10人、修学旅行10人 中学校：修学旅行5人 特別支援学級合同宿泊学習 1人 連合運動会 1人 【介助員】小学校：野外活動11人、修学旅行11人 中学校：修学旅行8人 特別支援学級合同宿泊学習 17人</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 各校の実態により、必要になる看護師・介助員の数が毎年変動するため、各校から状況を聞き取り、必要に応じた看護師・介助員を確保し、配置する必要があります。 | | | | |

施策の方向5-3 学習環境の充実

| 事業名 | 教材等消耗品・備品の購入 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育総務課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちの学習意欲の向上や安定した学校運営を図るため、学習活動に必要な教材等の消耗品や劣化した備品の計画的な更新等により、学習環境の整備を進めます。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>更新計画に基づき、新J I S対応の机・椅子を購入しました。また、学習活動に必要な教材を購入し、学習環境の整備を進めました。</p> <p>①新J I S対応の机・椅子の購入 小学校：464セット、中学校：240セット</p> <p>②学習活動に必要な教材等の消耗品の購入 校長裁量による消耗品等の購入</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 備品等の経年劣化が進んでいるため、授業等の教育活動に支障のないよう、校長裁量による更新のほか、大型備品等については、計画的に更新をしていく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 校務作業員の配置 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育総務課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子どもたちや教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、校舎内外の清掃、花木の手入れ、軽微な修繕等の環境整備等を行う校務作業員を全小・中学校に配置します。 | | | | |
| 実績・成果 | 全小・中学校に校務作業員を配置し、校舎内外の清掃などの環境整備等を実施しました。 ①全小・中学校への校務作業員の配置 各校1名配置 | | | | |
| 課題改善事項 | 施設の老朽化が進む中で、学校の環境整備等を行うために校務作業員の配置を継続していく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 学校環境衛生管理の徹底 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育総務課 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 子どもたちや教職員の健康・安全管理を図るため、学校保健安全法に基づく定期環境衛生検査等を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | 水道水、プール水、揮発性物質、ダニアレルゲン等の検査やビル衛生管理法に基づく定期的な空気環境測定等の実施により、学校環境の衛生管理を行いました。 ①飲料水、プール水の水質検査の実施 年1回 ※綾瀬中学校・綾北中学校は水泳授業中止に伴い、プール水の水質検査は未実施。 ②教室の空気等の検査の実施 年1回 ③保健室のダニ等の検査の実施 年1回 | | | | |
| 課題改善事項 | 飲料水等の検査については、子どもたちや教職員の健康・安全管理を図るため、引き続き検査を実施していく必要があります。また、今後も引き続き児童・生徒が安心して学ぶことができる環境を維持して行くことが重要です。 | | | | |

| 事業名 | 就学等のための経済的支援 | 区分 | 継続 | 所管課 | 学校教育課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 保護者の経済的負担と教育の機会均等を図るため、就学に必要な費用の援助や奨学金の給付を行います。 | | | | |
| 実績・成果 | 保護者の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため、次のとおり経済的支援を行いました。 ①就学援助の実施 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対する入学準備費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の給付 要保護：小学校5人、中学校5人 準要保護：未就学96人、小学校767人、中学校415人 ②特別支援教育就学奨励費の給付 特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者に対する学用品等購入費、新入学児童生徒学用品等購入費、校外活動等参加費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費等の給付 小学校93人、中学校55人 合計148人 令和6年度には、宿泊を伴わない校外活動等参加費の定額給付を実施し、実績報告書作成に係る学校の事務負担を軽減しました。 ③奨学金の給付 ※（ ）は申請者数 経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対する奨学金の給付 国公立：月5,000円 私立：月10,000円 国公立103人（125人）、私立28人（33人） 合計131人（158人） | | | | |
| 課題改善事項 | 準要保護者認定基準については、令和6年度より、使用する生活保護基準を物価上昇等の社会情勢の変化に対応した令和5年10月の生活保護基準へ変更することで、現在の市民生活により即した援助を行いました。また、奨学金についても、就学援助と同様に令和6年度より、令和5年10月の生活保護基準により算定しています。現在の国による生活保護基準の見直しは例外的・特例的な措置とされているため、今後も引き続き、国の動向や他市の状況を踏まえた検討を行う必要があります。 | | | | |

基本方針 6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の充実

施策の方向 6-1 開かれた学校づくりの推進

| 事業名 | 学校評価の実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育指導課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 学校の教育活動について、家庭・地域への説明責任を果たすとともに、連携・協働しながら学校づくりを進めるために、学校評価を実施します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>子どもたちが、より良い教育を受けられるよう、各校の教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すため、児童・生徒、保護者、教職員に対して実施したアンケートの結果を基に報告書を作成しました(R6年度分)。</p> <p>また、学校運営協議会委員が学校関係者評価委員として、学校から提示を受けた自己評価(上記報告書)の結果及び改善策を検証し、その評価結果を「学校関係者評価報告書」としてまとめ、各学校へ提示し、次年度の改善へつなげました(R6年度分)。</p> <p>①学校評価の実施と報告書の作成(全小・中学校) 学校評価の実施と報告書の作成：全小・中学校(R6年度分)</p> <p>②各学校の取組状況のとりまとめと家庭・地域への情報提供 各学校の学校評価(R6年度分)と学校関係者評価報告書(R6年度分)の各学校ホームページにおける公開</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>社会に開かれた教育課程を目指す観点から、学校・家庭・地域が連携・協力しながら一体となって子どもの健やかな成長を担っていく必要があるため、コミュニティ・スクールの取組とも連携しながら、学校運営に関してこれまで以上に学校や地域の実情に応じて、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たしていく必要があります。</p> <p>今後も、「地域とともにある学校づくり」を目指すため、各学校が毎年自校の教育活動を評価したことを基に、学校運営協議会委員が学校運営に参画し、適切な学校評価(外部評価)を行い改善していくという、PDCAサイクルを機能させていく必要があります。</p> | | | | |

| 事業名 | 学校開放の実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 教育総務課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 市民の身近な活動拠点や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の場として、小・中学校の校庭や体育館、特別教室棟等の学校施設を地域や登録団体に開放します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>校庭等の学校施設を地域や登録団体に開放しました。</p> <p>①校庭、体育館、特別教室棟(早園小・綾瀬中・城山中)等の開放 利用者数：延べ145,280人</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 市民の身近な活動拠点等の場として、引き続き学校運営に支障が無い範囲で開放を継続していく必要があります。 | | | | |

生涯学習推進プラン

基本方針 1 生涯学習活動の推進

施策の方向 1 - 1 ライフステージに応じた学習活動の支援

| 事業名 | 生涯学習お届けバラ講座の実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 |
|--------|---|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、市政への理解と市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、市職員を市民の自主的な生涯学習の場（講座）に講師として派遣します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>令和5年度に引き続き、様々な内容の講座を継続し、市政への理解と市民と行政による協働のまちづくりを推進しました。</p> <p>①各講座への市職員（講師）の派遣 派遣講座数:68講座（令和5年度64講座） 参加者数：2,134人（令和5年度1,768人）</p> <p>②制度の利用促進に向けたパンフレット等の配布 パンフレット作成：2,100枚、配布：年1回印刷し、各施設に配布（市内公共施設等）</p> <p>③利用者アンケートを基にした講座内容の分析・検討 利用者アンケートの実施：受講時受講者全員、分析：年1回</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 令和5年度よりも参加者数が増加し、幅広い講座内容から利用団体に合った講座を選び、活用していただきました。アンケートの中には他にどんな内容の講座があるのかわからないという回答が複数あったため、講座終了後にチラシを配布するなどの対応を検討したいと思います。引き続き、広報や市ホームページ・チラシ等による周知を行い、市政への理解と市民と行政による協働のまちづくりを推進していく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 成人への人権教育の推進 | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 講演会（研修会）や映画会などを開催します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>動画視聴とグループワークを取り入れた「人権を考える講演会」を開催しました。 また、小・中学校PTA等の社会教育関係団体に対し「知ることからはじめる人権啓発講座」（県央教育事務所主催）の案内をしました。</p> <p>①人権を考える講演会（研修会）の開催 年1回（参加者数24人、テーマ「知れば近づく共生社会」～お互いを尊重するために～）</p> <p>②平和・人権映画会の開催 小・中学校PTA等の社会教育関係団体に対し「知ることからはじめる人権啓発講座」（県央教育事務所主催）を案内。なお、市民課所管の平和・人権映画会は例年参加者が少ないため、開催を見送り、市役所1階の市民ホールにてパネルの展示、リーフレット等の配布、平和学習事業報告の映像再生を行い、平和・人権について考えてもらう機会とした。</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 今後も事業を着実に実施し、成人への人権教育の場を提供すること、また、県等が主催する人権講座への参加を案内することで、市民の人権意識の向上を図る必要があります。 | | | | |

施策の方向 1 - 2 生涯学習活動を支える地域人材の育成

| 事業名 | 生涯学習人材バンク制度の実施 | 区分 | 拡充 | 所管課 | 生涯学習課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 学習活動や地域づくり活動を支援するため、知識や技能、経験を有した地域人材の制度への登録を進め、その情報を市民に広く提供するとともに、登録者の活動の活性化に向けた支援を行います。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>市広報への掲載や地域学校協働活動推進員等へ同制度の情報提供、生涯学習人材バンク登録者支援プログラムを実施し、知識や技能、経験を有した地域人材（登録者）の活動の活性化を図り、市民の多様な生涯学習活動支援につなげました。</p> <p>①市広報やホームページを活用した制度のPR 市広報：年1回、市ホームページ：随時</p> <p>②生涯学習人材バンク登録者の募集 随時（市広報へ掲載） 新規登録者数：3件（令和5年度：3件）</p> <p>③生涯学習人材バンク登録者支援プログラムの実施 5件（令和5年度：4件）</p> <p>④公民館（指定管理者）と協力した事業の実施 随時</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 登録者支援プログラムの実施や、全小・中学校やPTA、地域学校協働活動推進員、教育支援教室への情報提供や市内公共施設へのリーフレット配架を行うなど事業の活性化を図りましたが、今後も事業周知や公民館との連携を行い、地域人材の活動の活性化や市民の生涯学習活動支援につなげていく必要があります。 | | | | |

| 事業名 | 地域婦人団体連絡協議会活動の支援 | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 市民の主体的な生涯学習活動を推進するため、市民や地域で行われる男女共生講座等の生涯学習事業に対して支援します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>地域婦人団体連絡協議会が開催する、男女共同参画社会の推進や現代的課題に関する男女共生講座への支援を実施しました。</p> <p>①生涯学習事業への補助金の交付 57,000円/年</p> <p>②講座等の開催にかかる企画・運営等への支援 男女共生講座 年2回</p> <p>その他、県央教育事務所主催の「知ることからはじめる人権啓発研修講座」や市主催の「人権を考える講演会」の開催について周知を行い、学びの機会を提供しました。</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 負担金の値上げ・活動の負担感から令和6年度から県婦連より脱退しましたが、活動機会が減らないようにと団体自ら新たな視察研修を企画する等の工夫をしています。今後も団体が望むかたちでの協議会の持続を目指し、男女共同参画社会の推進や現代的課題を解決するため、講座等の開催にかかる企画・運営等への支援、講座や講演会の情報提供等を継続していく必要があります。 | | | | |

基本方針 5 家庭・地域・学校の連携・協働による教育力の充実

施策の方向 5 - 1 家庭教育支援の充実

| 事業名 | P T A連絡協議会活動の支援 | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 |
|--------|--|----|----|-----|-------|
| 事業概要 | 子育て環境を向上させるため、家庭教育の充実を図り、P T A指導者研修会や家庭教育推進大会等の事業に対して支援します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>地域全体で子どもたちの学びや成長を支える中で、家庭教育の推進を図るため、市P T A連絡協議会への支援を実施しました。</p> <p>①家庭教育の充実を図る事業への補助金の交付 238,000円/年</p> <p>②P T A連絡協議会との連携による講演会等の企画・運営 家庭教育講座、P T A指導者研修会、家庭教育推進大会等、市P T A連絡協議会と連携し各種施策の企画・運営を行いました。</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>子どもたちが倫理観、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付けられるように家庭の教育力を向上させていくためには、各家庭への情報提供や相談体制の充実を目指し、市P T A連絡協議会等の子どもの成長を支える団体への支援を継続して行う必要があります。</p> <p>また、本協議会は毎年事務局が代わるため、事業実施における過去の経緯について助言を行う必要があります。</p> | | | | |

施策の方向 5 - 2 開かれた学校づくりと地域学校協働活動の推進

| 事業名 | 地域学校協働活動の推進 | 区分 | 拡充 | 所管課 | 生涯学習課 教育指導課 |
|--------|---|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進するため、その役割を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を各学校運営協議会の中から1名委嘱し、その養成を図るとともに、地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもを育てるための体制づくりや、地域全体の活性化につなげます。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>令和4年度から地域学校協働活動推進員を各学校1名ずつ配置しています。令和6年度は年4回、市教育委員会主催の講習会及び情報交換会を実施しました。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員がコーディネートし実施した事業について、全地域学校協働活動推進員及び小・中学校に地域学校協働活動事業実績報告書（コーディネートルポート）を共有しました。</p> <p>さらに、地域学校協働活動推進員に県主催の研修会への参加を促し、他市の地域学校協働活動事例を知る機会を提供しました。</p> <p>①地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱及び養成講座の実施 4月1日付で委嘱し、講習会及び情報交換会を年4回実施 そのうち1回は、小・中学校のコミュニティ・スクール担当総括教諭が出席する「あやせコミュニティ・スクール研修会」を兼ねて開催</p> <p>②生涯学習人材バンク制度等の活用 随時</p> <p>③地域ボランティア・団体等を学校等へ情報発信 地域ボランティア・団体等へ地域学校協働活動やコミュニティ・スクールについての周知のため、地域学校協働活動推進員の活動周知用チラシを作成・配布 市P T A連絡協議会員へ事業についての情報発信</p> | | | | |
| 課題改善事項 | <p>令和6年度は、地域学校協働活動推進員の活動実績が令和5年度より増えたものの、更なる活動の促進に向け、引き続き、講習会及び情報交換会の実施により各地域の活動内容を共有することができる場の提供を行う必要があります。</p> <p>また、地域学校協働活動推進員からの要望や活動環境改善のために必要な事項について検討する必要があります。</p> | | | | |

| 事業名 | 学校開放の実施 | 区分 | 継続 | 所管課 | 生涯学習課 教育総務課 |
|--------|---|----|----|-----|----------------|
| 事業概要 | 市民の身近な活動拠点や学習活動の場として、小・中学校特別教室棟などの学校施設を登録団体に開放します。 | | | | |
| 実績・成果 | <p>小・中学校の特別教室棟を登録団体に開放しました。</p> <p>①特別教室棟（早園小・綾瀬中・城山中）の開放 89件（利用者数1,348人）</p> | | | | |
| 課題改善事項 | 登録団体が増えたことで、令和5年度の実績に比べ利用回数や利用人数が大幅に増加しました。今後も継続的な生涯学習活動の場を提供する必要があります。 | | | | |

第三者委員会による検証結果

※（ ）内のページ番号は、各事業の取組状況確認の掲載ページです。

小・中学校における読書活動の推進 (P. 34)

学校司書が配置されたことにより、学校図書館が充実し、図書館司書教諭の負担が大きく軽減された点を評価します。

学校司書同士の連携を促進することや研修などをさらに充実させることにより、学校司書のさらなる資質の向上や専門性を担保することを期待しています。

また、図書館司書教諭と連携し、国語科指導の中に読書指導を有機的に位置づけるようなカリキュラム開発の面での工夫が必要です。そうしなければ、完全に子どもの読むに任せるだけになってしまい、読書指導にまで踏み込めないと考えられます。

新聞の配架については、新聞を読むことによって、かなり幅広い知識が身につけられるため、効果的だと考えます。今後も、小・中学校に配架しているこども新聞や中学生新聞が大いに活用されることを望みます。

教育の情報化の充実 (P. 35)

公開授業は、研究員が授業実践を通して実力を身に付け、さらに他の教員もその授業実践を見ることが知識を深められるため、非常に有効な機会だと考えます。今後も、この公開授業が充実するよう努めていただくとともに、このような現場の教員が力を入れている実践事例を目に見える形で蓄積し、市全体で共有できるような仕組みを構築することが必要です。また、綾瀬市の素晴らしい取組の一つとしてホームページ等で広く発信することなど、より効果的な活用方法についても検討していただきたいと思います。

テクノロジーの進歩が教育の分野では追いつけないほど目まぐるしい動きになっています。次期学習指導要領の改訂が進んでいる中で、教員に対して、生成AI対応を含む、情報倫理や情報リテラシーの問題についての研修を推進していただきたいと思います。

学校における働き方改革の推進 (P. 38)

留守番電話については、学校が放課後に電話を受けることが教員の長時間勤務につながるという理由で導入された経緯がありますが、このような対応などについて、保護者からの理解を得ていくことが重要です。

また、PTAにおいては、学校の教員が実際にどのようなことで困っているのかわからず、手を差し伸べづらい状況にあるようです。ある程度のサポート体制がある中で、どこに課題があるのか。学校現場のリアルな状況を知っていただくと、PTAによる理解・協力が進むのではないかと思います。

在校時間数の削減をすることは、確かに取り組みやすい措置ではありますが、業務量が減らないままでは、家に持ち帰って仕事をするということになりかねません。

教員不足が解消されない中で、新規拡充事業だけが増えていき、これでは学校の先生方がますます追い詰められてしまうのではないかと懸念されますので、今後、事業のスクラップを進めていただき、表面的な時間数の削減だけではなく、根本的な業務量の削減に向けた措置に取り組んでいただきたいと思います。

家庭教育支援の充実 (P. 42)

あやせゼロの日運動の新たな周知方法について、短い動画や YouTube など、若い保護者がよく閲覧している SNS の活用について研究していただければと思います。

心の教育の推進 (P. 48)

最近、日本の道徳性を素晴らしいという外国の方々の感想を多く聞きます。これは、学校における日々の道徳教育の積み重ねが子どもたちに浸透しているからだと考えます。

綾瀬市の特色として、小・中学校が道徳科の授業を地域に公開している取組は、大変素晴らしいと思います。

道徳科の公開授業を、より多くの保護者や地域住民の方々に見ていただくため、授業参観等と組み合わせる工夫についても、市内全域に拡充していただければと思います。

安全・安心な学校給食の実施 (P. 51)

物価の上昇による材料費の高騰などにより、品数が減っている、デザートが出ないなど、学校給食の質が低下しているという報道を目にします。

綾瀬市の学校給食の質についても、充実が図られるようお願いしたいと思います。

児童・生徒の安全対策の推進 (P. 57)

門扉の施錠について、全国的には玄関でインターホンを押さないとロック解除してもらえない学校もある一方で、誰でも簡単に校内に入れてしまうようなところもあります。県内の小・中学校においては、インターホンを設置する学校が近年増加傾向にあるようです。

インターホンに対応するための人員体制など、課題もあると思いますが、今後、学校安全の体制についても検討していただきたいと思います。

6 第三者委員会による検証結果 ～全体総括～

綾瀬市の学校教育を充実させていくためには、教育委員会がリーダーシップを発揮することが重要です。

現在は、実際の進め方が学校側に委ねられているケースが多く、学校によって対応が異なっていることで、市全体としてのビジョンが曖昧になっているのではないのでしょうか。

具体的には、教育施策における市全体が目指すゴールやマイルストーンを設定し、学校へ示していくことです。共通の目標を掲げることで、現場の教員自身が市として目指していく方向性を認識し、教育委員会と同じ視点を持って取り組むことができます。

また、マイルストーンの設定により進行管理を行うことで、継続して取組の改善を図ることができます。その際には、「効果があると思う」のような主観的な評価ではなく、客観的な指標に基づいて効果検証を行うとともに、ネガティブなフィードバックから課題を捉え、対策を講じていくことが重要です。

このように、教育委員会が明確な指針を示し、教育施策の推進役として機能する体制づくりを進めていくことが、市全体のレベルを引き上げることに繋がると考えます。

一方で、教員の働き方改革は依然として大きな課題です。教員の多忙化が一向に解消されない現状では、現場の納得を得ながら施策の展開をリードしていくことは難しいのではないのでしょうか。

目まぐるしく変化する社会において、子どもたちに求められる資質・能力は急速に変化しています。子どもたちの「生きる力」を育むためにも、教員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保することが必要です。そのためには、表面的な時間数の削減だけではなく、事業のスクラップによる根本的な業務量の削減が求められています。また、教育委員会は教員の働き方改革が更に進むように、必要な教員や人材の確保を国や県に粘り強く働きかける必要があります。

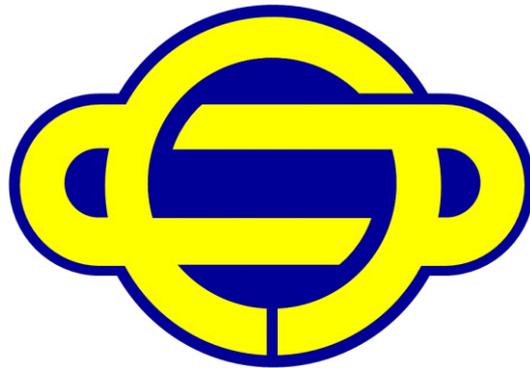
デジタル化のスピードは、ゆくゆくは人間に知識が不要になるのではないかとされるほどの勢いです。そのような社会の中で、「綾瀬市ではどのような人材を育成していくのか」という点について考えていく必要があります。

《 綾瀬市教育大綱 》

基本理念 自分らしく学び続ける
目 標 「生きる力」を身に付ける

《 第2期綾瀬市教育振興基本計画 基本目標 》

- 1 人を思いやり 社会を生き抜く力を身に付けた 綾瀬の子ども
- 2 生きがいと誇りを持って人生を歩む 綾瀬市民



令和7年度
教育委員会点検・評価報告書
(令和6年度事業対象)

発行 令和7年11月
綾瀬市教育委員会
編集 教育部 教育総務課
〒252-1192 綾瀬市早川550番地
電話 0467-77-1111 (代表)